

Life in Busan
日本語版

外国人のためのガイド

Life in Busan【日本語版】

Life in Busan

日本語版



外国人のためのガイド



(47606) 釜山広域市蓮堤区中央大路1000(国民年金釜山会館13階)
TEL 051.668.7900 FAX 051.668.7926

外国人コールセンター 1577-7716
釜山国際交流財団(釜山グローバルセンター) www.bfia.or.kr



Life in Busan

外国人のためのガイド

日本語版



主要電話番号情報



釜山国際交流財団
釜山グローバルセンター

☎ 051) 668-7900
www.bfia.or.kr

外国人コールセンター ☎1577-7716
法律、賃金、雇用、出入国、各種生活に関する
ご相談 (韓国語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア
語、ロシア/ウズベキスタン語)



● 緊急時の電話番号

英語、中国語、日本語通訳サービスあり

- 犯罪事件、事故申告 ☎112
- 火災、救助、救急、災難申告、又は救急医療、病院情報 ☎119

- 電話番号案内 ☎114
- 天気予報 ☎131
- 世界時刻案内 ☎116
- 生活相談 釜山コールセンター ☎051-120

● 観光情報案内 ☎1330

英語、中国語、日本語通訳サービスあり

- 観光案内の他にも、タクシー・食堂での簡単な通訳が必要な時にも利用可能

- 女性緊急相談電話 ☎1366
1366.busan.go.kr



- 大韓法律救助公団 ☎132
www.klac.or.kr
- 釜山支部 ☎051) 505-1643

- 外国人総合案内センター ☎1345
www.hikorea.go.kr
- 出入国、滞在、国籍などの相談



釜山広域市役所 www.busan.go.kr

- 国際協力課 ☎051) 888-5085
- 女性家族課 外国人支援チーム ☎051) 888-1541



釜山広域市警察庁

www.bspolice.go.kr
● 外事課 ☎051) 851-5901



- 国民健康保険公社 サービスセンター ☎1577-1000
www.nhic.or.kr



- KT 顧客センター ☎100
www.kt.com

- KT釜山マーケティング団 ☎051) 638-3133

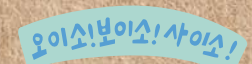


- 韓国電力公社 電気故障申告 ☎123
www.kepco.co.kr
- 釜山本部 ☎051) 801-2221

- 釜山広域市上水道事業本部 水道故障申告 ☎121
water.busan.go.kr

- 釜山の文化と観光案内のウェブサイト
英語、中国語、日本語通訳サービスあり

- 英語 : etour.busan.go.kr
- 中国語 : ctour.busan.go.kr
- 日本語 : jtour.busan.go.kr
- ▷ ホテル、飲食、祭、交通、ショッピングなどの紹介



目次

I 釜山国際交流財団 (釜山グローバルセンター) 紹介

- 1. 設立目的 07
- 2. 利用案内 07
- 3. 主要事業 07



II 釜山の紹介

- 1. 釜山の位置・面積・気候 10
- 2. 釜山の人口・主要産業 11
- 3. 釜山の誇り(海・山・公園・文化施設) 11
- 4. 釜山の姉妹都市・友好協力都市 13
- 5. 釜山の祭・釜山で行われた国際行事 13



III 外国人登録・在留

- 1. 外国人登録 13
- 2. 外国人登録証の再発行 21
- 3. 外国人在留(ビザ)・活動範囲 22
- 4. 国際結婚案内プログラム 25
- 5. 永住権取得 27
- 6. 国籍取得 28
- 7. 結婚移民者の両親・知り合いの招請 32



IV 釜山の生活

- 1. 住居・電気・水道・ガス・暖房 34
- 2. 運転・交通 44
 - 1) 運転免許 44
 - 2) バス・地下鉄・タクシー 47
 - 3) 乗り換え割引制 51
 - 4) 市外バス・鉄道・飛行機・船 54
- 3. 通信 60
 - 1) 電話・携帯電話 60
 - 2) インターネット 62
- 4. 生活ごみの処理 64
- 5. 公共機関・便利施設の利用 65
 - 1) 行政機関・警察署・消防署 65
 - 2) 郵便局 66
 - 3) 理髪店・美容室 67
 - 4) 入浴施設 67
- 6. 消費生活 68
 - 1) 市場・百貨店・大型マート 68
 - 2) 貯蓄と銀行利用 71
 - 3) 税金 72
- 7. 妊娠・育児・教育 73
 - 1) 妊婦のための情報 73
 - 2) 乳幼児の健康管理 74
 - 3) 乳幼児保育・幼児教育 75
 - 4) 教育制度 77
- 8. 健康と医療 79
 - 1) 診療 79
 - 2) 総合病院・保健所・韓方医院 80
 - 3) 国民健康保険 83
- 9. 社会保障制度 84
 - 1) 国民基礎生活保障 84
 - 2) 国民年金 85
 - 3) 緊急福祉支援 86
- 10. 就職・労働 88
 - 1) 就職・外国人雇用 88
 - 2) 労働基準法 89
 - 3) 社会保険 90
 - 4) 雇用保険・産業災害保険 90



V その他の情報

- 1. 外国人支援機関 92
- 2. 外国人利用宗教団体 93
- 3. 緊急救助の要請電話 94
- 4. 釜山所在の外国公館 94



釜山国際交流財団 紹介

釜山グローバルセンター

1. 設立目的
2. 利用案内
3. 主要事業



I. 釜山国際交流財団(釜山グローバルセンター)



釜山国際交流財団は、釜山市民と外国人の総合支援空間として釜山グローバルセンターを運営している。釜山居住の外国人の円滑な生活適応を助けるための各種生活相談、韓国語講座など多様なサービスを提供している。また、釜山市民を対象に世界各国の文化や言葉を学ぶことができるプログラムや国際交流の情報も提供しており、市民と外国人がともに活動することができる出会いの機会も用意している。釜山グローバルセンターで多様なサービスを実際に体験してみてもいい。

1. 設立目的

- 1)釜山市国際交流・協力事業の活性化
- 2)北東アジア中心都市としての釜山の役割と地位向上
- 3)国際競争力を強化し、成熟した世界都市 釜山の建設

2. 利用案内

1)運営時間

月～金：09:00～20:30 / 土曜日：09:30～16:00 / 日曜・祝日：休み

2)位置

釜山広域市蓮堤区中央大路1000 国民年金釜山会館13階
(地下鉄1号線 市庁駅 2番出口から徒歩 1分)

3. 主要事業

1)釜山に居住する外国人と留学生の支援

(1)外国人コールセンター 1577-7716(月～金、09:00～18:00)

- 総合相談：生活情報提供・相談

- 専門相談：労務、法律、財務、不動産(予約相談)

韓国語(0番)、英語(1番)、中国語(2番)、ベトナム語(3番)、インドネシア語(4番)、ロシア語/ウズベキスタン語(5番)

(2)通訳・翻訳支援サービス、釜山の情報提供

(3)韓国語講座運営、韓国語スピーチ大会 開催

(4)外国人留学生への奨学金支給、就職支援

(5)釜山留学説明会の海外開催を支援

(6)外国人コミュニティ支援・外国人 諮問会議の運営

(7)外国人生活案内冊子(Life in Busan)・外国人のための情報誌(Busan Life)発刊

2) 姉妹・友好都市間の国際交流協力

- (1) 青少年の相互交流、大学生インターンシップ交流
- (2) 姉妹都市公演招待と姉妹提携記念行事参加
- (3) 姉妹都市の関係者招待釜山ファムツアー
- (4) 姉妹都市海外ボランティア団派遣
- (5) 姉妹都市招待次世代リーダーキャンプ、国際研修プログラム
- (6) ロシア圏交流協力事業の推進、釜山-ロシア 経済交流の活性化

3) 市民の国際意識の涵養

- (1) 世界文化教室の運営
- (2) 大学生グローバルサポーターズ
- (3) グローバルテーマ講座の運営
- (4) ロシア語ビジネス実務教育
- (5) 民間団体の国際交流事業支援
- (6) 外国人と共にする祭「グローバルギャザリング」開催



II

釜山の紹介

1. 釜山の位置・面積・気候
2. 釜山の人口・主要産業
3. 釜山の誇り(海・山・公園・文化施設)
4. 釜山の姉妹都市・友好協力都市
5. 釜山の祭・釜山で行われた国際行事



II. 釜山の紹介 釜山広域市 www.busan.go.kr

1. 釜山の位置・面積・気候

1)位置

釜山は韓半島の南東部に位置し、海に面した南側を除いて慶尚南道と接している。南は大韓海峡、北は蔚山広域市と梁山市、西は金海市と境界線を成している。釜山と似た緯度にある外国の都市には、東京、中国のチョンセン、アルジェリアのアルジェ、アメリカのオクラホマシティーなどがある。また、似た経度の都市はシベリアのベルホヤンスク、長崎、オーストラリアのダーウィンなどがある。

2)面積

釜山は15区1郡で構成される広域市として、面積は765.94km²にも達する。これは全国土の0.8%に当たる。面積がもっとも広いのは機張郡で、釜山市の28.36%、つづいて江西区が23.58%、金井区が8.51%となっている。

3)気候

釜山は四季がはっきりした温帯気候で、海洋性気候の影響を受けて夏は涼しく、冬は暖かく、暮らしやすい都市だ。釜山の冬の平均気温は3.8℃くらいで韓国国内では済州島の次に暖かく、零下になるのも1年のうち50日程度である。

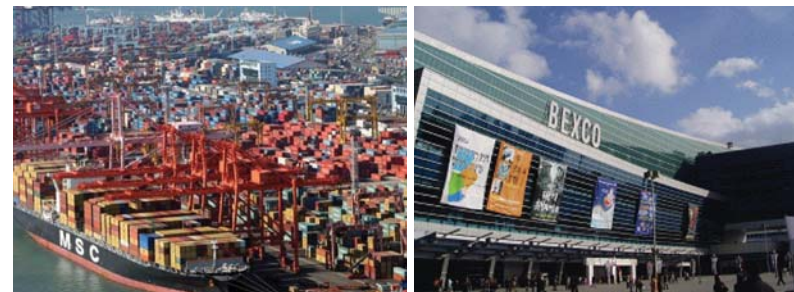
2. 釜山の人口・主要産業

1)人口

2015年7月、住民登録上での人口統計の資料によると、釜山の全体人口は約356万人で、男性が約176万人、女性が約180万人である。

2)主要産業

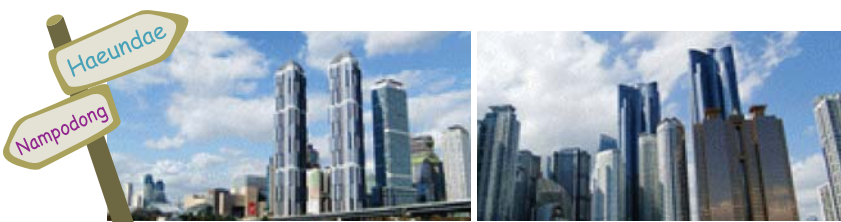
靴産業、繊維産業、造船産業、自動車産業、水産物加工産業、展示・コンベンション産業、観光産業などが釜山の主要産業だ。



3. 釜山の誇り(海・山・公園・文化施設)

1)海

人々は、釜山のことを‘海の街’と呼ぶ。町から10～30分程度行くと、そこはすぐ海だ。有名な海水浴場として海運台、光安里、松亭、多大浦、松島海水浴場などがある。





2)山

釜山は名前の通り山に囲まれた都市だとも言える。大部分は高度500m前後で、有名な山としては、金井山、菴山、白楊山、乗鶴山、荒嶺山、蓬萊山などがある。

3)公園

釜山の有名な公園としては、釜山市民公園、'ザ・パーク'動物園、龍頭山公園、金剛公園、APECヌリ公園、安南公園、三樂江邊公園などがある。



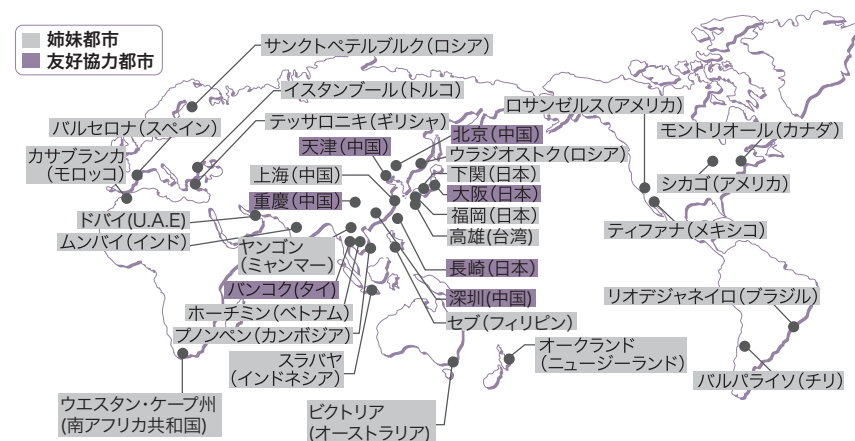
4)文化施設

釜山の文化空間としては、映画の殿堂、釜山文化会館、国立釜山国学院、釜山市立美術館、金井文化会館、海運台文化会館、乙淑島文化会館などがある。

4.釜山の姉妹都市・友好協力都市

23カ国 26都市の姉妹都市、3カ国 7都市友好協力都市

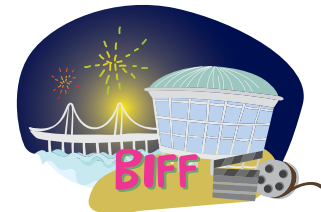
<姉妹都市・友好協力都市>



5.釜山の祭・釜山で行われた国際行事

1)祭り www.festival.busan.kr

(1)釜山国際映画祭 www.biff.kr - 毎年10月
秋に南浦洞と海運台などを中心に開催されるアジア最高の映画祭。



(2)釜山海祭り www.seaFestival.co.kr - 毎年8月初め
海の街である釜山の魅力をたっぷり感じるこのできる韓国最大の海浜祭り。夏ごろ釜山市内5つの海水浴場で同時に開かれる。

(3)釜山花火祭り www.bff.or.kr - 毎年10月末
釜山の代表的名所である広安大橋で夜空を豪華に彩る花火によって幻想的な花火ショーが開かれる。

(4)釜山国際ロックフェスティバル www.rockFestival.co.kr - 毎年8月初め
暑い太陽、すずしい夜の海、そしてロックの音楽がひとつになる情熱的なお祭り。三樂江邊公園で開催される。

(5)釜山港祭り www.busanportFestival.kr - 毎年5月末
世界5大港湾である釜山港を広く知らせるために運営する「釜山ツアー」、「乗船体験」、「釜山パレード」などの様々なプログラムに参加することができる。



(6)釜山国際モーターショー www.bimos.co.hr/main.php - 隔年6月
2年に1度開かれるモーターショーで世界的な名車が集まる展示会。

(7)釜山ビエンナーレ www.busanbiennale.org - 隔年9-10月
2年毎で秋に開かれる世界的な美術作品展覧会。

(8)日の入り祭り www.festival.busan.kr - 毎年元旦
元旦に開かれる冬のお祭り。龍頭山公園の市民の鐘・打鐘式 → ^{ヘワンデ}海運台の日の入り
まで、2日間を通してのお祭りだ。

(9)釜山チャガルチ祭り www.ijagalchi.co.kr - 毎年10月
釜山の味を多くの人に知ってもらおうと釜山の伝統市場
であるチャガルチ市場で開かれる韓国最大の水産祭り。



(10)機張イワシ祭 ^{キジャン}festival.gijang.go.kr - 毎年4月末
韓国国内のイワシ漁獲の60%を占める機張で開催され
るお祭りで、さまざまな体験行事を楽しむことができる。

(11)外国人と共にする祭り グローバルギャザリング www.bfia.or.kr/globalgathering
世界各国の文化が一堂に集まる釜山での世界文化祭!
世界の伝統文化・食べ物・公演を一度に見て、感じて、体験することができる釜山
最大の多文化祭りである。

2)釜山で行われた国際行事

(1)2001年 サッカーワールドカップ組み分け抽選
2001年ベクスコで開催されたワールドカップ本選の組み合わせ抽選により全世界
の人々の関心が釜山に集まった。

(2)2002年 アジア競技大会
釜山で行われた第14回 アジア競技大会は 全市民の積極的な参加により大成功を収めた。

(3)2005年 釜山APEC首脳会議
アメリカ、日本、中国、オーストラリアなど21ヶ国の首脳が釜山に集まり、アジア・
太平洋地域の経済協力について討論した。当時首脳会議場として使用されたヌリマ
ルAPECハウスは観光名所となっている。

(4)2006年 ILO総会
国際労働機構(ILO)アジア太平洋地域総会が2006年8月、ベクスコで開かれた。

(5)2008年 釜山世界体育大会
世界各国の伝統スポーツ文化大会である世界体育大会が開かれた。

(6)2009年 第3回OECD世界フォーラム

第1・2回フォーラムで合意された新しい社会発展の概念に対する地域別の観点を共有して包括的な指標開発の進行状況を確認し、政府の政策との連携法案に関する具体的なアクションプランを議論した。

(7)2012年第6回世界海洋フォーラム

第6回世界海洋フォーラムが6月に釜山ベクスコと麗水世界博覧会の現場にて'ブルー エコノミー革命のビジョンと海洋ガバナンス'というテーマで進行された。

(8)2012年IWA世界水会議

全世界130余国から7,000人以上の水の専門家とグローバル水企業、関連機関などが後援企業として参加し展覧会、学術大会、討論など水問題に対する合理的な解決策を提示するための行事を進行した。

(9)2013年釜山国際水フォーラム

釜山国際フォーラム2013は、約10カ国300人余りが参加し、全世界の水関連産業ビジネス代表と専門家のテーマを発表し、ビジネス商談会を開催した。

(10)2014年アジア安全都市年次大会

第7回アジア安全都市年次大会は、韓国、日本を含むアジア各国と、アメリカ、ヨーロッパなど20カ国の関連都市の市長と300人余りの専門家が参加して、様々な災害の状況に対する大都市の対処方案などを議論した。

(11)2015年第70回UNの日 記念式

世界で唯一のUN墓域での記念式開催で国際平和都市のイメージを高めた。付帯イベントとして菊の花の展示会、参戦国の国楽隊を招請し演奏会などを行った。



III

外国人登録・在留

1. 外国人登録
2. 外国人登録証の再発行
3. 外国人在留(ビザ)・活動範囲
4. 国際結婚案内プログラム
5. 永住権取得
6. 国籍取得
7. 結婚移民者の両親・知り合いの招請



III. 外国人登録・在留

1. 外国人登録 出入国外国人政策本部 www.immigration.go.kr

(1) 登録対象

- ▷ 入国した日から90日を超過して滞在しようとする者
- ▷ 韓国の国籍を喪失して外国の国籍を取得したり、あるいは韓国で生まれた外国人などが滞在資格を取得し、その日から90日を超過して滞在する者
- ▷ 外国人登録の例外(以下の外国人に対しては、外国人登録が免除される。)
- 外交、公務、協定随行者及びその家族(A-1、A-2、A-3)
- 外交、産業、国防上 重要な業務に従事する者及びその家族とその他 法務部長官が特別に外国人登録を免除する必要があると認めた外国人。
- 6ヶ月未満の滞在をしようとするカナダの国民の中で、次の在留資格に該当する活動をしようとする外国人→文化芸術(D-1)、宗教(D-6)、訪問同居(F-1)、同伴(F-3)、その他(G-1)
- 17歳未満の登録外国人(17歳になった時は、90日以内に外国人登録をしなければならない。)

(2) 登録時期

- ▷ 入国した日から90日以上滞在しようとする者は、入国した日から90日以内
- ▷ 在留資格を取得または変更許可を取得した者は、その許可を取得後(即時)

(3) 申請場所

- ▷ 本人が直接、住所地を管轄する出入国管理事務所や出張所で行う。

(4) 外国人登録の際に必要な書類

《共通の書類》

- パスポート
- 外国人登録申請書(出入国事務所に配布)
- カラー写真(3.5cm×4.5cm) 1枚
- 手数料：30,000ウォン ※ただし企業投資(D-8)は免除
- 在留資格別添付書類

在留資格	必要書類
文化芸術(D-1)	・文化芸術団体を証明する書類(事業者登録証コピーなど)
留学(D-2)	・在学証明書
技術研修(D-3)	・事業者登録証コピー ・採用身体検査書 ・入金遅配保証保険加入証明願
一般研修(D-4)	・大学付属 語学研修：在学証明書 ・小、中、高 在学生：在学証明書 ・その他 研修：研修機関の設立に関する書類
取材(D-5)	・自国、自社の設置許可証 又は事業者登録証コピー
宗教(D-6)	・事業者登録証コピー 又は固有番号証コピー
駐在(D-7)	・事業者登録証コピー
企業投資(D-8)	・外国人投資企業登録証コピー ・事業者登録証コピー
貿易・経営(D-9)	・事業者登録証コピー
求職(D-10)	・求職活動計画書
教授(E-1)	・事業者登録証コピー
会話指導(E-2)	・塾、大学などの会話指導講師(学校長が直接雇用する英語補助教師を含む) - 事業者登録証コピー又は固有番号証コピー - 法務部大臣が指定する医療機関が発行した身体検査とHIV・薬物検査(覚せい剤、コカイン、アヘン、大麻は必須項目)の結果を含む採用身体検査書 ※ 指定医療機関リスト▶ www.hikorea.go.kr パナー“会話指導資格身体検査医療機関”を参照 ・犯罪経歴証明書 追加提出 対象 - 査証発給認定書 申請時、犯罪経歴証明書の提出の免除を受けたり、海外滞在期間が入国日基準3ヶ月を超過する場合、外国人登録時、犯罪経歴証明書を追加で提出。 ・教育科学技術部(市・道の教育監)主管によって募集、選ばれた英語の補助教師及び政府の招聘英語奉仕奨学生 - 事業者登録証コピー又は固有番号証コピー
研究(E-3)	・事業者登録証コピー
技術指導(E-4)	・事業者登録証コピー
専門職業(E-5)	・事業者登録証コピー
芸術興行(E-6)	・事業者登録証コピー ・採用身体検査書 ・HIV検査陰性確認書を持参
特定活動(E-7)	・事業者登録証コピー ・外国人学校、外国教育機関、国際高等学校等教師職種の場合追加 - 法務部大臣が指定する医療機関が発行した身体検査とHIV・薬物検査(覚せい剤、コカイン、アヘン、大麻は必須項目)の結果を含む採用身体検査書 ※ 指定医療機関リスト▶ www.hikorea.go.kr パナー“会話指導資格身体検査医療機関”を参照
非専門就業(E-9)	・事業者登録証コピー

在留資格	必要書類
船員就業(E-10)	・内航旅客運送事業免許証又は内航貨物運送登録証のコピー ・採用身体検査書 ・労災又は傷害保険加入証明願
訪問同居(F-1)	・訪問同居：家族関係証明書又は出生証明書、同居人住民登録簿本 ・家政婦：① 在韓公館員の家政婦：公館員のIDカードコピー ② 高額投資外国人の家政婦など：雇用者の外国人登録証のコピー
居住(F-2)	・該当なし
同伴(F-3)	・同伴する者(配偶者又は両親)の外国人登録証コピー
永住(F-5)	・該当なし
結婚移民(F-6)	・国民配偶者の婚姻関係証明書 ・国民配偶者の住民登録簿本
その他(G-1)	・該当なし
観光就業(H-1)	・旅行日程表、又は活動計画書 ・在職証明書、又は事業者登録証コピー(就業した場合に限る)
訪問就業(H-2B, D, E, F)	・住民証、又は戸籍簿原本 ・法務部の指定病院で発行した健康診断書
訪問就業(留学生の両親又は配偶者)(H-2C)	・住民証、又は戸籍簿原本 ・法務部の指定病院で発行した健康診断書

※ 居所(F-4)：在外同胞居所申告を参照
 ※ 永住(F-5)：資格変更(資格付与)時は提出した書類で改める。
 ※ 受付審査処理の過程で特に必要と見なされた時、事案によって添付書類の加減可能

《在留資格別 追加提出書類》

[パスポートの有効期間・在留期間確認]

外国人が大韓民国に入国しようとする場合、有効なパスポートと法務部大臣が発給する査証を準備しなければならない。パスポート・査証の各期間をよく確認するようにしておくことと滞在期間の延長などの状況が発生した場合、不利益を防げる。



◀ パスポート

所持者の国籍など個人情報を記載した身分証明書として海外で身元を保証し、様々な用途に使用されるため必ず携帯しなければならない。

[韓国入国ビザの見方]

- ① 査証番号：査証発給の一連番号
- ② 在留資格：外国人が国内に在留しながら行うことができる社会的な活動や身分の種類
- ③ 滞在期間：大韓民国 入国日から加算して滞在することができる期間
- ④ 種類：単数査証か複数査証かを表示 (S:単数査証、M:複数査証)
- ⑤ 発給日：査証の発給日
- ⑥ 満了日：査証の有効期間。満了日前に韓国に入国しなければならない。満了日が過ぎた査証は無効。
- ⑦ 発行地：査証発給地に関する情報



▲ 大韓民国の査証 見本



[外国人登録証の見方]

外国人登録番号/パスポート上の氏名/パスポート上の国籍/韓国内の住所/在留資格 / 発行日(上の行)滞在期間が終わる日(下の行)

※ 滞在期間が終わる日の前に延長許可を受けなければならない。

- 短期滞在者(C系列-最大90日以内)：査証に記載された滞在期間が有効期限である。
- 長期滞在者と永住者(外国人登録証を所持した者)：外国人登録証の右下に記載された日付が在留期間の満了日だが、滞在期間の延長をした場合には裏面に記載された日付が在留期間の満了日である。
- 結婚移民者の場合：結婚移民者は長期滞在者や永住者と同一である。

2. 外国人登録証の再発給

- 1) 再発給事由：紛失、汚損、記載欄余白無し、外国人登録事項(氏名、性別、生年月日、国籍)変更
- 2) 申請時期：再発給事由が発生した日から14日以内
- 3) 再発給時に必要な書類
 - ▷ パスポート
 - ▷ 外国人登録証再発給申請書
 - ▷ 申請事由を証明する資料(紛失した場合)
 - ▷ カラー写真(3.5cm×4.5cm) 1枚
 - ▷ 旧外国人登録証(汚損、記載欄余白無し、法律 第35条 第1号による外国人登録事項変更の申告を受ける時)
 - ▷ 手数料：30,000ウォン ※企業投資(D-8)は免除

3. 外国人在留(ビザ)及び活動範囲

1)外国人の滞在

- ▷短期滞在：滞在期間90日以下
- ▷長期滞在：滞在期間91日以上
- ▷永住：滞在期間制限無し

※ 長期滞在与永住の場合 入国日から90日以内に外国人登録、又は国内居所申告をしなければならない。

2)在留外国人の活動範囲と国内就業

- ▷外国人は在留資格と在留期間の範囲内で滞在が可能であり、法律が定めている場合を除き、政治活動はできない。
- ▷就職する時には在留資格を持ち、指定された勤務場所に限って就労することができる。指定された勤務場所を変更しようとする時には、住所を管轄する出入国管理事務所に申告し許可を得なければならない。

《就業活動のできる在留資格》

短期就業(C-4)、教授(E-1)、会話指導(E-2)、研究(E-3)、技術指導(E-4)、専門職業(E-5)、芸術興行(E-6)、特定活動(E-7)、非専門就業(E-9)、船員就業(E-10)、居住(F-2)、在外同胞(F-4)、永住(F-5)、結婚移民(F-6)、観光就業(H-1)

外国人登録、変更、ビザ業務に関するお問い合わせは

- ・釜山出入国管理事務所(中区中央洞4街77-1) T.051-461-3165, F.051-461-3128
- ・出入国外国人政策本部 www.immigration.go.krを参照
- ・外国人総合案内センター(局番なし1345)-出入国、ビザ、在留に関する相談
- ・外国人のための電子政府 (www.hikorea.go.kr)

※ 次は一般事項で、在留資格別の必要書類を必ず確認しなければならない。

区分	関連手続き
在留期間延長	- 以前取得した在留期間を超過して滞り続ける場合は、在留期間満了の2ヶ月前から満了当日までに申請しなければならない。 - 在留期間の満了日を過ぎた後、在留期間延長許可を申請することになると、罰金が課せられる。(出入国管理法第25条)
	申請方法 - 本人または代理人(国民の配偶者(F-6)など 代理人が不可能な資格があるため、要確認)が住所を管轄する出入国事務所に必要書類(在留資格別 提出書類参照)を揃えて申請。ただし申請当日、本人が国内に在留している場合申請が可能(海外からの請願申請、代理申請は不可) - 在留資格別 提出書類はホームページ(www.hikorea.go.kr)にて 在留資格別案内マニュアル 参照 <共通の必要書類> ① 在留期間 延長許可申請書 ② パスポート ③ 外国人登録証(該当者) ④ 在留資格別添付書類 ⑤ 手数料：60,000ウォン、F-6ビザ：30,000ウォン

区分	関連手続き
在留資格変更	- 現在の在留資格に該当する活動を中止し、他の在留資格に該当する活動をする場合、事前に許可を受けなければならない。 - 原則としては出国して該当の在留資格の査証(VISA)を取得して入国する。 - 但し、国内で該当の在留資格変更に必要な条件を満たす場合、厳格な審査を経て制限的に在留資格を変更することができる。 申請資格 - 変更しようとする在留資格に必要な条件と提出書類を揃えて申請。 <必要書類> ① 在留資格変更許可申請書 ② パスポート ③ 外国人登録証(該当者)、外国人入国許可書 ④ 在留資格別添付書類 ⑤ 手数料10万ウォン ※免除国：イギリス国民、アルゼンチンの14歳未満、企業投資(D-8)への在留資格変更時 - 詳細はホームページ参照、又は局番無しの 1345、出入国管理事務所へ 問い合わせ (T.051-461-3165)
在留資格外活動	- 現在の在留資格を維持しながら、他の在留資格に該当する活動を並行して行おうとする場合は、事前に在留資格外活動許可を受けなければならない。 - 並行して行おうとする活動が、全日勤務など 主な活動である場合は、在留資格外活動が許可されないため、出国して新しい査証(VISA)を取得して入国するか 在留資格変更許可を受けなければならない。 《滞留資格外許可が制限される場合》 ・現在の勤務先より勤務時間が長かったり報酬が多い場合 ・90日以下の短期査証所持者 ・複数の職場を持つなど滞り状態があいまいな場合 ・外国人が大韓民国の固有文化または固有芸術に関して専門家の指導を受けたり大学付属の語学院で韓国語の研修しようとする場合、在留期間内ならば別途、在留資格外活動許可書は必要ない。
再入国許可	申請方法 - 本人、又は代理人が住所の出入国管理事務所に必要な提出書類を準備して申請。 <必要書類> ① 在留資格外活動許可申請書 ② パスポート ③ 外国人登録証(該当者) ④ 在留資格別添付書類 ⑤ 手数料：12万ウォン※ただし、D-2、D-4-1は手数料免除 - 詳細はホームページ参照、又は局番無しの 1345、出入国管理事務所へ問い合わせ (T.051-461-3165)
再入国許可	<再入国許可対象> - 登録外国人が(規制者を除く)在留期間の範囲内に1年以上、大韓民国から出国して、再入国しようとする場合は数次有効の再入国許可を受けなければならない。 - 外国人登録が免除された外国人も1年以上出国してから再入国しようとする場合は数次有効の再入国許可を受けなければならない。

区分	関連手続き
再入国許可	<p><再入国許可が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> - 在留期間範囲内に出国したのち、1年以上2年以内に入国しようとする以下の対象者は再入国許可が必要である。 ・ 在留資格 外交(A-1)、公務(A-2)、協定(A-3)を持つ外国人 ・ 在留資格 文化芸術(D-1)、留学(D-2)、一般研修(D-4)、取材(D-5)、宗教(D-6)、駐在(D-7)、ベンチャー企業への育成に関する特別措置法による企業投資(D-8-2)、貿易経営(D-9)、教授(E-1)、会話指導(E-2)、研究(E-3)、技術指導(E-4)、専門職業(E-5)、芸術興行(E-6)、特定活動(E-7)、訪問同居(F-1)、居住(F-2、ただし、高額投資家のF-2-5を除く)、同伴(F-3)、訪問就業(H-2)を持つ外国人 - 在留期間範囲内に出国したのち、1年以上3年以内に入国しようとする以下の対象者は再入国許可が必要である。 ・ 外国人投資促進法による企業投資(D-8-1)、居住資格所持者のうち高額投資者(F-2-5)資格を持つ外国人。 <p>※ 入国規制者である場合には、必ず出入国管理事務所再入国許可を受けて出国する必要があり、再入国許可を受けずに出国すると所持している資格が喪失される。</p> <p><再入国許可が必要ない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> - 登録外国人で在留期間範囲内に出国したのち、1年以内に再入国しようとする場合、数次有効の再入国許可を受けなくてもよい。(入国禁止者、又は査証発給規制者は除く) - スリナム、オランダ、ノルウェー、デンマーク、ドイツ、ルクセンブルク、ベルギー、スウェーデン、スイス、リヒテンシュタイン、フランス、フィンランドの国民か、チリ国民のうち駐在(D-7)、企業投資(D-8)、貿易経営(D-9)者は在留期間の範囲内なら再入国許可を受けなくてもよい。 - 永住(F-5)資格所持者の場合、その資格が維持される範囲内に出国したのち、2年以内に再入国しようとする場合、再入国許可を受けなくてもよい。 - 在外同胞(F-4)の場合、在留期間の範囲内には再入国許可を受けなくてもよい。 <p><数次有効の再入国許可が不可である場合></p> <ul style="list-style-type: none"> - 産業研修(D-3)、求職(D-10)、非専門就業(E-9)、産業就業(E-10)、その他(G-1)、観光就業(H-1)の在留資格者の場合在留期間の範囲内に出国したのち、1年以内の入国時には再入国許可を受ける必要はないが、1年を超過する期間についての数次有効の再入国許可の申請はできない。 - サウジアラビア、イラン、リビアの国民は相互主義により数次有効の再入国許可の申請はできない。 <p><再入国許可 申請時の提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> - パスポート、外国人登録証 - 再入国許可の申請書 - 外交(A-1)、公務(A-2)、協定(A-3)の場合、在職証明をする書類追加 - 手数料：一次再入国許可 -3万ウォン、数次有効の再入国許可 -5万ウォン <p>《手数料免除》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)国際関係に基づく免除 <ul style="list-style-type: none"> - 外交官パスポートまたは寛容パスポートの所持者 - 一般パスポート所持者として公務遂行者であることを立証する書類を提出する者 2)相互主義に基づく免除 <ul style="list-style-type: none"> - 14歳未満のアルゼンチン国民、イギリス国民、台湾国民 3)その他の免除 <ul style="list-style-type: none"> - 国民の配偶者(F-2-1)、留学(D-2)、語学研修(D-4-1)の所持者、企業投資(D-8) の在留資格の所持者 - 政府などの招請、国費奨学生の場合で、該当機関の手数料免除協力要請公文書の提出者

区分	関連手続き
再入国許可	<p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本人、又は代理人(委任状、委任者の身分証明書などにより代理が立証)が提出書類を準備して管轄の出入国管理事務所、又は出張所に申請。 - 空港の出入国管理事務所では、当日出国する国民の配偶者(F-2-1)、訪問就業同胞(H-2-A)の在留資格について在留期間内の1年以上2年以内の数次有効再入国許可の申請が可能。 - オンライン申請：ハイコリアのホームページにて電子請願 申請 www.hikorea.go.kr

4. 国際結婚案内プログラム

国際結婚関連制度、また現地の文化と慣習、結婚査証発給手続き、留意事項などを説明することで、第2の人生を始める国際結婚者が、自分とは異なる文化と環境で育った配偶者をしっかりと理解し、幸せな家庭を形成できるように支援するプログラム。



1)国際結婚案内プログラムを実施する理由

国際結婚について正しい認識を提供し、国際結婚で生じる障害を最小化し、望ましい多文化家庭を形成できるよう支援するために開設。

2)国際結婚案内プログラム実施

- ▷2010年10月6日から、全国出入国管理事務所で“国際結婚案内プログラム”実施
- ▷2011年3月7日から“国際結婚案内プログラム”履修義務化

3)国際結婚案内プログラム履修対象者

- ▷国際結婚者の中で、相対的に離婚率が高かったり韓国籍を多数取得した国家
 - *特定国家の国民を結婚同居目的で招請しようとする内国人配偶者
 - *特定国家国民と国際結婚を希望する内国人女性も含む
- ▷法務部大臣が告示した特定国家の国民と結婚を準備する内国人が“国際結婚案内プログラム”を履修することで結婚同居査証発給の申請手続きが可能となる。
- ▷特定国家：中国、ベトナム、フィリピン、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、タイ

4)国際結婚案内プログラム履修免除対象者

- ▷外国人配偶者の国家、又は第3国で留学、派遣労働などを45日以上継続して滞りながら交際した場合
- ▷国内で外国人配偶者が91日以上合法在留しながら招請者と交際した場合
- ▷配偶者の妊娠、出産、その他人道的考慮が必要だと認定される場合

5)プログラム課程(3時間)

- ▷国際結婚に関連する現地国家の制度、文化、礼儀などの紹介
- ▷結婚査証の発給手続き、審査基準などの政府政策の紹介
- ▷市民団体の結婚移民者相談、被害事例、国際結婚移民者や韓国人配偶者の経験談紹介

6)申請時期：外国人配偶者の招請(査証申請)の前まで

7)申請方法

オンライン(www.socinet.go.kr)を通じて事前申請を行った後、決められた日時にプログラムに参加

※ 会員加入後"国際結婚案内プログラム参加申請"に入力し、受付票を印刷



8)プログラム運営日時・場所

▷日時：毎週または隔週(1, 3週または2, 4週)水曜日

▷場所：全国15ヶ所の出入国管理事務所内'移民総合支援センター'が指定する場所

☞ 運営日時、場所などは事務所の事情によって変わる可能性があるため、インターネットサイト(www.socinet.go.kr)に掲載されるプログラム運営日程を参考

9)プログラム参加時に持参するもの

受付票、本人確認のため身分証(住民登録証、パスポート、運転免許証、公務員証など本人立証書類)

10)プログラム履修証発給・提出

▷プログラム履修時、履修番号をSMSで送信・履修証発給

▷履修証はオンラインでも印刷可能

▷外国人配偶者の招請のために査証発給を申請するときに履修番号が記載されている招請書、又は履修証を大韓民国在外公館に提出

※ プログラムの履修証は履修日から5年以内に結婚査証発給を申請しなければ無効になり、期間が過ぎてしまった場合は再履修しなければならない。

5. 永住権の取得 (F-5)

以下の対象者の場合、各 在留資格にしたがった書類を用意し、住所地を管轄する出入国管理事務所で永住権の申請を行うことができる。

1)対象

- | | |
|---|--|
| ① 駐在(D-7)から特定活動(E-7)までの在留資格か居住(F-2)の在留資格で5年以上大韓民国に滞在している者 | を所持する者が、国内在留期間3年以上国内企業に雇用され、賃金を受ける者 |
| ② 国民、又は永住権(F-5)所持者の配偶者と未成年の子供で2年以上滞在している者 | ⑨ 特定分野の能力所有者 |
| ③ 50万米ドル以上を投資した外国投資者で5人以上の国民を雇用する者 | ⑩ 大韓民国 特別労資者 |
| ④ 在外同胞(F-4)の資格で2年以上の在留者 | ⑪ 60歳以上で海外から年金を受給する者 |
| ⑤ 外国国籍同胞として国籍取得条件を満たす者 | ⑫ 訪問就職(H-2)の資格で居住条件を持つもの |
| ⑥ 居住(F-2)の資格で3年以上滞在し、大韓民国に継続して居住する必要があると認められる者 | ⑬ 居住(F-2)の資格で3年以上滞在した者 |
| ⑦ 国外の博士学位取得者のうち国内企業に雇用された者、国内の博士学位取得者 | ⑭ 居住(F-2)の資格で5年以上投資状態を維持した者とその配偶者・未成年の子供 |
| ⑧ 学士学位以上の学位証、又は技術資格証 | ⑮ 企業投資(D-8)の資格で3年以上滞在して3億ウォン以上の投資金を留置し、2人以上の国民を雇用する者 |
| | ⑯ 5年以上、投資状態を維持し、特定金額以上を投資した者 |

2)結婚移民者の場合

国内に2年以上在留し、以下の対象に該当する結婚移民者は在留資格変更申請を通じて永住権を取得することができる。

▷対象

- 韓国人配偶者と婚姻関係を継続して維持している場合
- 韓国人配偶者が死亡、又は裁判所からの失踪宣告を受けた場合
- 韓国人配偶者と離婚、もしくは別居中の者で過失が韓国人配偶者にあると証明できる場合
- 婚姻関係が中断しても韓国人配偶者との婚姻によって出生した未成年者を養育する場合

▷永住権申請のための必要書類

- 在留資格変更申請書(F2→F5)、パスポートと外国人登録証(外国人登録証がない場合、カラー写真1枚)、自国 犯罪記録証明書
- 財産関係立証書類(以下のうちひとつ)
 - ・ 本人、又は同居家族の名義で3,000万ウォン以上の預金残高証明
 - ・ 不動産 登記簿の謄本もしくは伝賃契約書のコピー
 - ・ 本人や配偶者の在職証明書など安定した収入を立証することのできる書類

- 滞在先を証明する書類(賃貸借契約書、宿泊施設提供 確認書、在留期間満了予告通知の郵便物、公共料金の支払い領収証、寮費の領収書 など)
- 追加の書類
 - ・ 失踪申告の判決文
 - ・ 過失がないことを証明する裁判所の判決文などの公的書類
 - ・ 未成年者を養育することを証明する書類：子供の戸籍謄本、住民登録謄本、判決文など
 - ・ 子供養育(F-6-2)、婚姻断絶(F-6-3)、国民で未成年の外国人の子供(F-2-2)である場合、韓国語能力試験(TOPIK) 2級以上、又は社会統合プログラム(KIIP)履修証
 - ・ 出生証明書など未成年の子供であることを証明できる書類
- 手数料20万ウォン

3)永住資格取得時に便利な点

- ▷本国の国籍を放棄しなくても良い
- ▷韓国人配偶者と離婚したとしても永住資格は維持される
- ▷永住資格を受けた日から3年を過ぎると住所地の地方選挙に参加することができる
- ▷出国した日から1年以内に再入国しようとする場合には再入国許可を受ける必要がない

4)永住資格喪失

- 永住資格を取得したからといっても、以下の事由が発生すると永住資格を失う。
- ▷強制退去命令を受けた者
 - ▷虚偽または不正な方法で永住許可を受けた者
 - ▷再入国許可の免除、又は許可期間を超過した者
 - ▷居住資格を所持した国民、又は永住資格を持つ者の配偶者が永住資格を取得したが、偽・変造パスポートまたは他人名義のパスポートで入国したり、偽装結婚であると判明した者

6. 国籍取得

以下の対象者の場合、各資格に合う要件を取り揃えて住所地を管轄する出入国管理事務所に国籍取得申請を行うことができる。

1)対象

- ▷ 5年以上継続して大韓民国に住所があること
- ▷自身の資産や技能によるものや、生計を共にする家族に依存し、生計を維持する能力があること
- ▷国語能力及び大韓民国の風習に対する理解など大韓民国国民としての基本素養を備えていること
- ▷大韓民国の民法により成人であること
- ▷品行方正であること

- ▷大韓民国国民と婚姻し、2年以上継続して居住した場合
- ▷父または母が大韓民国の国民であったり、大韓民国で出生した両親の子供として大韓民国で出生した外国人が3年以上継続して居住した場合
- ▷父または母が死亡した場合、死亡当時に韓国国民であった者
- ▷大韓民国国民の養子として養子縁組当時、大韓民国の民法により成人であった者

2)結婚移民者の場合

(1)対象

- ① 大韓民国国民の 配偶者と婚姻状態で大韓民国に2年以上継続して居住した場合
- ② その配偶者と婚姻した後 3年が過ぎ、婚姻状態で大韓民国に1年以上継続して居住した場合

- ▷韓国人と婚姻した状態から韓国人配偶者の死亡、失踪 その他自身の過失無しに正常的な婚姻生活を送ることができなくなった者で①番、②番の居住期間を満たす者
- ▷韓国人配偶者との婚姻により出生した未成年の子供を養育していたり、養育しなければならない者で①番、②番の居住期間を満たす者

(2)帰化の申請に必要な書類

- ① 帰化許可申請書：カラー写真1枚付着
 - ② パスポートのコピー
 - ③ 本国犯罪経歴証明書
 - ④ 韓国人配偶者の家族関係証明書・基本証明書・婚姻関係証明書・住民登録謄本、法律婚成立後、出生した子供がいる場合、子供名義の家族関係証明書
 - ⑤ 財政関連の書類：本人または家族名義の3,000万ウォン以上の銀行残高証明、伝賃契約書または不動産登記簿謄本、在職証明書、就業予定事実証明書
 - ⑥ 帰化申請者の両親、配偶者、子供、婚姻または未婚、養子縁組などの身元状況に関する証明書類 各1部(中国人の場合、戸籍簿と親族関係公認書)
 - ⑦ 帰化申請者が韓国系中国人である場合、氏名を韓国式の発音で表記する際、韓国系中国人であることを疎明する中華人民共和国発行の公文書
 - ⑧ 帰化申請者が生年月日を新たに特定する場合、これを疎明する元国籍の大使館または領事館で発行された証明書
 - ⑨ 家族関係通報書
 - ⑩ 手数料：30万ウォン
- ※ 外国語で作成された文書は、韓国語の翻訳を必要とし、翻訳者の氏名と連絡先を記載すること。

韓国人配偶者との婚姻関係が断絶した場合、これを立証する書類

- ① 配偶者が死亡した場合：死亡事実が記載された配偶者の除籍謄本(基本証明書、死亡診断書)
- ② 配偶者が失踪した場合：失踪宣告の事実が記載された配偶者の除籍謄本
- ③ 韓国人配偶者の過失で婚姻関係が中断(離婚または別居)された場合(次のうち1つ以上)
 - 判決文(刑事判決文、離婚判決文)
 - 判決前の離婚調停決定文(韓国人配偶者の過失の立証が可能な場合のみ受付)
 - 配偶者の暴行などを告訴した場合：検察の不起訴判決文(起訴猶予または公訴権なし)
 - 配偶者の暴行などによりケガをした場合：病院の診断書(配偶者の暴行の事実を記載、証拠写真)
 - 配偶者の4親等以内の親戚が作成した婚姻関係の断絶原因を説明する確認書
- ④ 離婚または別居の理由に関係なく、韓国人配偶者との婚姻中に直接出生した子供を養育する場合
 - 子供の家族関係証明書
 - 子供を養育していたり、養育しなければならないという事実を証明する書類

※ 知っておきたいこと

韓国人配偶者の不当な待遇により婚姻関係を続けることが難しい場合、たとえ離婚に至らなかったとしても その責任が外国人配偶者にはないものと立証されるなら国籍取得が可能となる為、専門家と相談し解決策を模索するのが良い。

国籍取得手続き

① 帰化許可申請書・提出書類

- 帰化許可の申請は 必要書類を準備し、住所地を管轄する出入国管理事務所へ申請者が直接申請・受付をする。

② 資格調査・面接

- 申請をすると、書類・実態調査などの手続きを経て面接審査を実施する。
- 面接審査日の2～4週前に通知書が届く為、申請時と住所が変わった場合は住所地を管轄する出入国管理事務所に在留地変更申告をしなければならない
- 結婚移民者は筆記試験が免除され、面接を通じて韓国語能力と大韓民国国民として備えなければならない基本素養について審査する。
- 面接で落ちてしまった場合、もう1度 面接審査を受けることができる。(機会は2回まで)

※ 社会統合プログラム履修のメリット

- 帰化筆記試験、及び面接審査免除、国籍取得審査の待機期間 短縮
- 点数制による専門人材居住(F-2)資格の変更時、加点を付与



- 永住資格(F-5-1)申請時、韓国語能力試験免除
- * 社会統合情報網(www.socinet.go.kr)で受付

③ 帰化許可の結果通知

- 適格審査の手続き後、最終審査を経て帰化許可の結果が通知され、処理期間は毎月出入国外国人政策本部ホームページのお知らせにて確認できる。
- 法務部大臣によって帰化許可通知書を受け取った後は、許可通知書の氏名・生年月日など記載事項が合っているか確認し、近くの市役所・区役所・邑・面事務所などで基本証明書3通を発給し、以下の機関へ訪問の際、所持・提出

④ 外国国籍放棄(本国大使館)または外国国籍不行使誓約(出入国管理事務所)

- 許可を得た日から1年以内に本人の外国国籍を放棄したり、大韓民国にて外国国籍を行使しないことを法務部大臣に誓約しなければならない。
 - ・1年が過ぎた場合 大韓民国の国籍が喪失され、再度 大韓民国の国籍を取得しようとする場合は、国籍回復などの手続きをしなければならない。
 - 外国国籍を放棄した場合は、大使館にて発給を受けた放棄証明書を出入国管理事務所へ提出し、外国国籍放棄確認書の発給を受ける。
 - ・大使館などに帰化許可通知書を提出する際、コピーしたものを提出(原本は本人保管)
 - 外国国籍不行使誓約は婚姻関係が維持されている場合のみ可能で、誓約後 外国国籍不行使誓約確認書の発給を受ける。
 - 外国国籍不行使誓約書を提出すると本国国籍も維持できるが、韓国では韓国人として待遇される。例えば出入国する際、国内空港・港湾にて韓国のパスポートのみ使用
- ※ 多重国籍が不認定の国家(中国など)の場合、該当国家の法律によって元国籍が喪失する場合がある。(本国の多重国籍 許可の可否は本国大使館に問い合わせ)

⑤ 住民登録の申告

- 帰化許可通知書、家族関係証明書、外国国籍放棄確認書を持って、住所地の道・面・洞の住民自治センターに住民登録の申告をすると、住民登録証の発給を受けることができる。

⑥ 外国人登録証の返納(出入国管理事務所-郵便送付も可能)

- 住民登録を終え、30日以内に外国人登録証を返納(30日を過ぎると過料発生)
- 本人が望む場合、外国国籍放棄確認書または外国国籍不行使誓約確認書の発給を受ける際、外国人登録証を前もって返納することができる。



7. 結婚移民者の両親・知り合いの招請

結婚移民者の両親や知り合いを招請しようとする時、韓国に入国しようとする両親や知り合いが直接、本国にある韓国大使館や領事館に申請しなければならない。各国内の韓国大使館や領事館によってビザの申請をする時に必要な書類と招請可能な親戚範囲が個々に異なる。正確な情報は各国内の韓国大使館や領事館に直接問い合わせる必要がある。

※ 主要海外公館連絡先

主要海外公館	連絡先
駐米国大韓民国大使館	1-202) 939-5600
駐中国大韓民国大使館	86-20) 8532-0404
駐日本大韓民国大使館	81-3) 3452-7611
駐タイ大韓民国大使館	662) 247-7537
駐ベトナム大韓民国大使館	84-4) 3831-5110
駐モンゴル大韓民国大使館	976-11) 32-1548
駐フィリピン大韓民国大使館	63-2) 856-9210
駐インドネシア大韓民国大使館	62-21) 2967-2555
駐カンボジア大韓民国大使館	855-23) 211-900/3
駐バングラデシュ大韓民国大使館	8802) 881-2088

IV

釜山の生活

1. 住居・電気・水道・ガス・暖房
2. 運転・交通
3. 通信
4. 生活ごみの処理
5. 公共機関・便利施設の利用
6. 消費生活
7. 妊娠・育児・教育
8. 健康と医療
9. 社会保障制度
10. 就職・労働



IV. 釜山の生活

1. 住居・電気・水道・ガス・暖房

1) 住居

(1) 住居の種類

共同住宅		アパート(マンション) - 5階、又はそれ以上の高さの住宅団地 - 守衛と管理者が勤務 - 商店街などの生活便利施設や共用駐車場がある
		テラスハウス - 西洋式マンション - 4階やそれ以下の高さ - 守衛や管理者が常駐
		多世帯住宅 - 小規模アパート、低階建物 - 守衛や管理人はいない - 共用駐車場有り
		オフィステル - 事務所とアパートの複合形態 - 守衛や管理者が勤務可能 - 共用駐車場有り
単独住宅		一戸建て - 単一家族の住宅 - 庭付き - ガス供給

※ 居住と事務所兼用で建てられたビルで、部屋の数と形によってワンルーム、2ルーム、3ルーム、ホテル式ワンルーム、マンション型ワンルームなどに区分される。

(2) 住宅の購入

▷ 関連法令

- 韓国では土地と建物を分けて売買しないのが不動産取引の慣行である。
- 外国人が不動産を購入する場合、不動産を取引しようとする外国人がどんな資格で国内に在留しているのかと、どのような用途の不動産を購入しようとするのかによって適用法令が異なる。



▷ 居住用住宅の購入

- 専門不動産仲介業者に依頼する場合、その仲介業者の信用性と経験の有無を十分に確認する必要がある。

- 所有権移転登記などすべての手続きを不動産が代行してくれる。(依頼書 作成時)
- 英語版契約書の作成も可能。
- 契約前に必ず登記簿謄本を確認すること。(管轄登記所-外国人登録証とパスポートが必要)

(3) 賃貸住宅

▷ 契約の種類

	伝賃 (保証金制度) 1～2年の賃貸契約後、伝賃金を前払い 契約終了後、伝賃金は全額返金される 契約時に伝賃金の10%を契約金として支払い、入居時に残金を支払う 入居者は入居当時の住宅状態を維持しなければならない
	月賃 1～2年の賃貸契約後、所定の保証金を支払い、毎月 家賃を支払う 保証金は家賃の10～20倍程度 契約時、保証金の10%を契約金として支払う 入居時に残金と1ヶ月分の家賃を前払い 保証金は契約終了後、全額返金

▷ 外国人転入申告(住宅賃貸借保護対象)

- 住宅を賃貸した場合その契約を公共機関に登録する。これは貸主の経済状況の悪化により賃貸期間満了以前に当該物件が競売にかけられる場合、一定額の伝賃金と保証金を返してもらえるよう、法的に入居者を保護するための措置である。
- 90日を経過して国内に滞在する外国人の場合、出入国管理法31条及び36条により外国人登録をしなければならない。
- 登録外国人が滞在地を変更する時は、新しい滞在地への転入申告をしなければならないため、外国人登録証又は在留地変更申告書の対抗条件である住民登録の条件を満たす必要がある。(区役所や地域の役所で外国人在留地の変更を申請。)
- 外国人登録及び在留地変更申告は、住民登録及び転入申告に代わる効力を持つ。
- 登記所、公証事務所、地域役所などで確定日付を取得する。
(パスポート、外国人登録証、賃貸契約書を持参)

住民登録 + 引き渡し(引越し) = 第三者に対する対抗要件を持つ

住民登録 + 引き渡し(引越し) + 確定日付 = 住宅賃貸借保護法上の優先返済権を持つ

- この措置は、法人名義で賃貸する場合には適用されない

▷ 住宅賃貸借契約時の留意事項

- 登記簿閲覧・賃貸人本人名義確認：契約前に登記簿を閲覧し、賃貸人が賃貸した不動産の所有者であることを確認し、代理人が来る場合 委任状と印鑑証明書を確認する。
- 抵当などの賃貸人の債務関係について確認すること。建物の価値に対して抵当債務が多い建物は賃貸しないほうがよい。
- 家賃貸借契約：賃貸住宅の使用部分、契約金及び残金支払い日と賃貸借期間、家賃の支払い方法を契約書に明示し、前貸借人の退去日と入居日を確認する。

- 契約期間：契約期間は1～2年が一般的
賃借人が賃貸借契約期間が終了する6ヶ月～1ヶ月前までに賃借人に契約更新拒絶の通知をしなかったり、賃借人が賃貸借期間が終了する1カ月前までに賃借人に通知していない場合、前賃貸借と同一の条件で存続期間2年を再賃貸したものとみなす。
- 管理費：賃貸料には電気、ガス、水道、冷暖房などの費用が含まれてるのか確認すること。また、建物共同管理費(駐車場、エレベーターなど)の負担の有無も契約書に明示すること。

▷住宅借り賃など増額請求の基準

借り賃や保証金の増額請求は契約した借り賃などの20分の1の金額を超えてはならない。そしてこれに伴う増額請求は賃貸借契約、又は契約した借り賃などの増額があった後、1年以内にはできない。

▷契約期間満了後、保証金を返してもらえなかった時-賃借権登記命令

賃貸借期間満了後に、伝賃保証金を返してもらえず、引越しをすることができない場合が生じたら、賃借権登記命令の手続きを踏んでおく。

保証金を返金してもらえない賃借人が単独で賃借権登記の法的手続きを完了することができ、借家人が住んでいる家から退去しても対抗力を維持することができ、住居移転の自由を保障する制度である。

賃貸借契約後確定日付を受けていた場合、転入届をしてその家に住んでいれば対抗力が生じるが、もし引越しをする場合対抗力と優先返済権を失うことになる。賃貸借期間満了後の保証金を返してもらえないまま別の場所に引越しをして転入をしなければならない状況が生じた場合、賃借人は賃貸人の同意や協力なしに単独で賃借住宅の所在を管轄する地方裁判所に行って賃借権登記命令の申請をすれば良く、別の場所に引越ししても保証金の保護を受けることができる。

また、賃借権登記設定費用などは賃貸人の義務を果せず、発生した費用であるため、賃貸人に請求することができる。

▷不動産仲介手数料(釜山広域市 基準)

1. 住宅(付属の土地を含む)の仲介手数料(釜山市 条例 第2条、別表1)

区分	取引金額	上限料金	限度額
売買・交換	5,000万ウォン未満	1,000分の6	25万ウォン
	5,000万ウォン以上～2億ウォン未満	1,000分の5	80万ウォン
	2億ウォン以上～6億ウォン未満	1,000分の4	-
	6億ウォン以上～9億ウォン未満	1,000分の5	-
	9億ウォン以上	1,000分の9	-
賃貸借など	5,000万ウォン未満	1,000分の5	20万ウォン
	5,000万ウォン以上～1億ウォン未満	1,000分の4	30万ウォン
	1億ウォン以上～3億ウォン未満	1,000分の3	-
	3億ウォン以上～6億ウォン未満	1,000分の4	-
	6億ウォン以上	1,000分の8	-

2. 住宅以外の仲介報酬(公認仲介士法 施行規則 第20条)

1) オフィステル(専用面積85㎡以下、専用 臨時キッチン・トイレ・浴室を備えた場合に限り)

区分	上限料金
売買・交換	1,000分の5
賃貸借など	1,000分の4

2) その他 土地、商店街など

区分	上限料金
売買・交換・賃貸借など	1,000分の9

(4) 不動産取得手続き

<居住外国人の場合>

▷形態

- 居住目的で不動産を購入する個人、韓国に支店開設を目的として不動産を購入する法人を含む。居住目的以外に土地を取得する場合、外国人土地法と不動産登記法が適用される。

- 居住する外国人の場合、外国為替取引法上の申告手続きなしに契約締結日から60日以内に土地の所在地を管轄する区役所で不動産取得申告をして、登記所で所有権の移転を完了しなければならない。

●土地取得申告

申告期間：契約締結日から60日以内

申告先：土地所在地の管轄区役所

書類：不動産取得契約、不動産登記簿謄本

●不動産登記

登記期間：契約締結日(残金支払日)から60日以内

登記の申請先：土地所在地の管轄登記所

書類：外国人登録証のコピー(支店の場合、支店登記簿謄本)、登記申請書、土地取得契約書、登記原因証明書(検認契約書)、登記権利証、不動産登記簿謄本

※代理人申請時、委任者の署名が捺印された委任状が必要

居住外国人 不動産取得手続き

不動産契約締結 ▶ 土地取得申告 ▶ 所有権移転登記

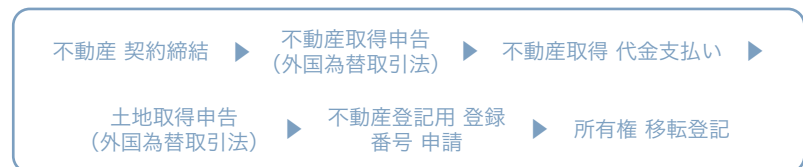


<非居住外国人の場合>

非居住外国人とは、韓国内の不動産を取得しようとする企業や外国為替取引法に記載された韓国に居住していない外国人を指す。非居住外国人は、外国人土地法と外国為替取引法、不動産登記法を厳守しなければならない。

- ① 個人は韓国入国前に必要書類を準備しなければならない。
 - 該当国で発行された居住証明書や真偽を確認できる住所地関連の書類。法人の場合も韓国入国前に必要書類を準備しなければならない。
 - 合法企業であることを証明できる書類や真偽を確認できる住所地関連の書類。
- ② 資本金額を申告しなければならない。不動産取得のために韓国に資本を流入する場合、外換銀行に申告しなければならない。
 - 書類：土地取得契約書、不動産の現状調査報告書、不動産鑑定書、不動産登記簿登録。個人は、不動産売却後、資本が韓国から外国銀行に送金される前に申告しなければならない。
- ③ 代金支払い後、土地取得申告(外国人土地法)
 - 非居住外国人は、不動産を購入した後、60日以内にこれを管轄区役所の地籍課に申告しなければならない。このとき必要な書類は、不動産売買契約書、不動産登記簿謄本である。
- ④ 不動産登記用登録番号を申請する。登録番号は、土地登記簿登録に必要である。
 - 非居住外国人
 - 申請機関：ソウル出入国管理事務所
 - 提出書類：土地取得申告済証 ・ パスポートコピー
 - 非居住法人
 - 申請機関：土地所在地の市、郡、区役所の地籍課
 - 提出書類：土地取得申告済証 ・ 該当国家(在韓大使館を含む)で発給された法人登録・代表者・代表者居住地を証明する書類など
 - 代理人の場合
 - 代理人の国籍確認用の身分証、本国公証機関で証明を受けた委任状
- ⑤ 不動産登記
 - 契約を結んだ日(残金支払日)から60日以内に土地所在地管轄登記所で不動産登記をしなければならない。提出書類には住所証明書、不動産登記用登録証明書、登記申請書、登記権利証、不動産登記簿謄本、登記原因証明書類(検印契約書など)などがある。
 - ※委任の際には、本国の公証機関で公証を受けた委任状が必要

非居住外国人の不動産取得手続き



<永住者(在外国民)>

▷ 形態 - 永住権者は、大韓民国の国籍を保有しているため、国内の不動産取得時の土地取得申告対象から除外され、また国内居住にかかわらず、外国為替取引法上の不動産取得申告対象でも除外される - 永住権者の住民登録を存置する場合には、国内人と同様に不動産を登記することができるが、抹消された場合には、不動産登記用登録番号を個別に取得する必要がある。

※在外同胞の中で、外国の市民権者は永住権者とは異なり、外国人の土地法上、外国人に該当するため、土地取得申告をしなければならない。また、市民権者が非居住者に該当する場合には、外国為替取引の規定による申告をすることにより、国内の不動産を取得することができる。

▷ 適用法：不動産登記法

[不動産取得手続き]

- ① 不動産登記用登録番号の申請(住民登録番号が抹消された場合)
 - 申告機関：ソウル地方裁判所 登記課
 - 必要書類：住所地証明書または居住事実証明書(在外国民登録証でも可能)
- ② 不動産登記
 - 登記期間：契約締結日(残金支払日)から60日以内
 - 登記機関：土地所在地の管轄登記所
 - 必要書類：住所地証明書または居住事実証明書、登記申請書、登記原因証明書類(検認契約書など)、登記権利証、不動産登記簿謄本など

※住所証明書：在外公館発行在外国民居住事実証明書(不動産太平洋)
 ※代理人申請時、委任者の署名が捺印された委任状が必要

(5)不動産の処分による登記申請の手続き

「登記例規」第1393号

外国人(大韓民国国籍を保有していない者)	
区分	必要書類(一般的には登記申請書に必要な書類は除く)
処分 入国していない 場合	1. 処分委任状 # 処分の対象の不動産と受任者が具体的に特定されるように記載 - 委任する法律行為の種類と委任の趣旨を記載(例：処分権限のすべてを授与するなど) - 本国(国籍取得国)に印鑑証明制度がある場合はその印鑑を捺印し、印鑑証明制度がない場合は本人の署名をする 2. 印鑑証明 # 本国に印鑑証明捺印制度がある場合(例：日本など) - 委任状に押印した印鑑について本国官公署が発行した印鑑証明を添付 # 本国に印鑑証明捺印制度がない場合(例：米国など) - 委任状の署名について本人が直接作成したという本国官公署の証明や、これに対する公証を添付 3. 住所を証明する書面 # 本国に住所証明書などを発行する機関がある場合(例：日本など) - 本国官公署の住所証明書または居住事実証明書を添付 # 本国に住所証明書などを発行する機関が存在しない場合(例：米国など) - 住所を公証した書面を添付

処分	入国していない場合	<p># 本国に住所証明書を発行する機関はないが、その住所証明書に代わりになる証明書(運転免許証または身分証明書など)を本国官公署から発行する場合</p> <p>- 管轄登記所登記官にその証明書とコピー(原本と同一である旨を記載)を提出して、原本と同一であるという確認を受ける</p> <p>- またはその証明書のコピー(原本と同一である旨を記載)に本国官公署の証明や公証人の公証または外国駐在韓国大使館(領事館)の確認を受ければ住所証明書の代わりに提出することができる</p> <p>4. 外国国籍取得で氏名が変更された場合</p> <p># 変更前と後の氏名が同一人物という本国官公署の証明または公証を添付</p> <p>5. 翻訳文</p> <p># 申請書に添付された書類が外国語になっている場合、すべての翻訳文を添付</p>
外国人(大韓民国国籍を保有していない者)		
区分		必要書類 (一般的には登記申請書に必要な書類は除く)
処分	入国	<p>1. 印鑑証明</p> <p># 本国に印鑑証明捺印制度がある場合(例:日本など)</p> <p>- 委任状等に捺印した印鑑の本国官公署が発行した印鑑証明の提出</p> <p># 本国に印鑑証明捺印制度がない場合(例:米国など)</p> <p>- 委任状の署名が本人の署名であることを証明する本国官公署の証明や、これに対する公証書面または在韓本国大使館(領事館)の確認書面でも可能</p> <p># 「出入国管理法」によって外国人登録をした者は、「印鑑証明法」による印鑑証明の発給を受け提出できる</p> <p># 国内居所申告をした外国国籍同胞の場合、「印鑑証明法」による印鑑証明の発給を受け提出できる</p> <p>2. 住所を証明する書面</p> <p># 外国人登録事実証明または国内居所申告をした外国国籍同胞の場合には、国内居所申告事実証明でも可能</p> <p># したがって前述した住所証明書面を提出するか、上の外国人登録事実証明または国内居所申告事実証明を提出してもよい</p> <p>3. 外国国籍取得で氏名が変更された場合の添付書面と翻訳文を添付しなければならない場合は、前述した内容と同じ</p>
取得		<p>1. 外国人不動産登記用登録番号の付与を受けなければならない</p> <p># 登録番号付与の申請は、滞在地の出入国管理所または出入国管理事務所出張所長(国内に滞在地がない場合は、最高裁判所の所在地を滞在地とする)にする</p> <p># 国内居所申告をした外国国籍同胞の場合には、国内居所申告番号でもよい</p> <p>2. 契約を原因として土地を取得する場合</p> <p># 「外国人土地法」の規定による許可区域内の不動産に該当する時は、市長・郡の長・区長の「土地取得許可証」を添付しなければならないが、これに該当しない時は「土地利用計画確認願」を添付すること</p> <p># 「国土の計画及び利用に関する法律」第118条の規定により、「土地取引契約許可証」を添付した場合、「土地取得許可証」は添付しない</p> <p>3. 住所を証明する書面は、処分時に添付する書面と同じ</p>
<p># 受任者の申請</p> <p>- 受任者はその者が本人(外国人)の代理人であることを証明し代理人の資格として直接申請したり、司法書士等にその申請を委任することができる。この時受任者の印鑑証明を提出すること</p> <p>- 原因証明書も受任者が本人のためであることを表示し、代理として作成する</p>		

在外国民 (大韓民国に現在居住しない者で国外に移住をして住民登録が抹消されたり、最初からない者)		
区分		必要書類 (一般的には登記申請書に必要な書類は除く)
処分	入国していない場合	<p>1. 処分委任状</p> <p># 処分対象の不動産と受任者を具体的に特定する必要がある</p> <p># 委任しようとする法律行為の種類と委任の趣旨が記載されなければならない(例:処分権限すべてを授与するなど)</p> <p># 韓国で発行された本人の印鑑を捺印する</p> <p>2. 印鑑証明</p> <p># 印鑑証明の提出</p> <p>- 委任状に押された捺印が本人のものであることを証明するため、本人の印鑑証明(韓国の印鑑証明)を提出しなければならないが、この時登記原因が売買の場合には、不動産買収者欄に買収者の氏名、住所(法人の場合には、法人名と主の事務所の所在地)と住民登録番号を記載した不動産売却用の印鑑証明書を提出する(印鑑証明法 施行令第13条第3項参照)</p> <p>3. 住所を証明する書面</p> <p># 外国駐在大使館(領事館)で発行する在外国民居住事実証明、または在外国民登録簿謄本を添付すること</p> <p># ただし駐在国に大使館などがなく、そのような証明を発行することができない時は、住所を認証した書面で代用可</p>
	入国	添付書面は上記の場合と同じ。ただし、住所を証明する書面に国内居所申告事実証明も可能
取得		<p>1. 住所を証明する書面(処分時と同じ)</p> <p># 外国駐在大使館(領事館)で発行する在外国民居住事実証明または在外国民登録簿謄本を添付</p> <p># ただし駐在国に大使館などがなく、そのような証明を発行することができない時は、住所を認証した書面で代用可</p> <p># 国内居所申告をした場合に、国内居所申告事実証明でも可能</p> <p>2. 不動産登記用登録番号</p> <p># 登記権利者(取得、相続など)として申請する時に住民登録番号がない場合、最高裁判所所在地の管轄登記所(現在ソウル中央地方裁判所 登記局)で不動産登記用登録番号の付与を受けること</p> <p># 国内居所申告番号で不動産登記用登録番号を代えることはでない</p> <p># これまで住民登録番号の付与を受けた場合、新たに不動産登記用登録番号の付与を受けない</p> <p>3. 相続における特例</p> <p># 在外国民の相続財産の協議分割時、印鑑証明は相続財産協議分割書上の署名または捺印が本人のものであることを証明する在外公館の確認書またはこれに関する公正証書で代用可</p>
<p># 受任者の申請</p> <p>- 受任者はその者が本人(在外国民)の代理人であることが証明し、代理人として直接申請するか、または司法書士等にその申請を委任することができる。この時受任者の印鑑証明を提出すること</p> <p>- 原因証明書も受任者が本人のためであることを表示して代理人の資格で作成</p>		

<釜山地域外国語可能不動産仲介所>

英語 - 17箇所

番号	区・郡	事務所名	グローバル仲介士	事務所	携帯番号
1	中区	リッチ	チョ・チャンレ	242-2727	010-4875-3262
2	中区	テヤ	バク・ハンホ	255-7897	010-8412-3436
3	中区	ナム・サンボク	ナム・サンボク	231-3030	010-2835-0006
4	東区	NEW シティ	キム・ギョンウォン	469-0197	010-3007-7341
5	釜山鎮区	イエス	イム・ヨンヒ	816-0806	010-9334-5281
6	釜山鎮区	ロッテ	イ・ドンウク	866-1441	010-8947-4233
7	東萊区	中央(チュンアン)	キム・ドンウォン	961-4989	010-5523-4414
8	沙下区	ソウ	キム・ジョンジュン	207-9900	010-4945-8955
9	沙下区	サムソン	キム・ジュホ	262-2545	010-8571-2250
10	海雲台区	ソンス	ソン・ヒョクキ	526-2345	010-2573-4841
11	海雲台区	ソンチョン	バク・ボンオク	525-7200	010-9517-5000
12	海雲台区	パルレド	イ・カンソク	731-7114	010-7302-5730
13	海雲台区	名品	ク・ボングク	784-8949	010-4856-9998
14	海雲台区	ジェニス	キム・ジェゴン	744-4252	010-3813-0090
15	海雲台区	ロッテ	キム・ソンファン	701-7288	010-2573-7039
16	沙上区	OK	チュ・ヘギョン	326-6633	010-3400-1111 (所属公認仲介士)
17	江西区	カイン	イ・ギョンファ	271-5900	010-3252-5926

日本語 - 8箇所

番号	区・郡	事務所名	グローバル仲介士	事務所	携帯番号
1	東区	金星(クムソン)	キム・ジョンクアン	645-1588	010-2511-5588
2	東区	ダヒョン	チョン・キョンオク	631-3334	010-6363-3334
3	釜山鎮区	リッチ	チェ・ジェグ	802-7500	010-3568-7257
4	南区	ネゴ	ファン・スンチョル	611-4599	010-2290-8012
5	北区	ウリ	コン・キルジン	336-7200	010-3558-5016
6	海雲台区	テヨン	コ・ジェイル	701-4800	010-2559-5225
7	海雲台区	タブ	イム・ジェミン	731-7070	010-4557-1141
8	沙下区	ドンバン	バク・ギョンスク	293-3300	010-5522-0447

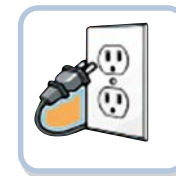
中国語 - 3箇所

番号	区・郡	事務所名	グローバル仲介士	事務所	携帯番号
1	金井区	サムソン	チェ・ホンファ	532-8939	010-3191-3373
2	水營区	クアンアン・サンテビル	キム・ウンギョン	755-7100	010-9932-8817
3	機長郡	東南(トンナム)	ベ・ジヒョン	723-4933	017-873-6678

2)電気

使用量に応じて料金が計算される。地域別によって電気料金を確認する日付や料金を納付する日が違う。電気料金の請求書には、テレビの受信料と一緒に請求される。

- (1)引越し時の処理 独立した電気メーターが設置されている場合、売買・賃貸で使用者が変われば権利義務が移ったものとみなして、元の居住者に未納料金がある場合、新しく引っ越してきた人が納付しなければならない。引越し前の使用については、以前の使用者が支払うことを協議し、韓電に電話して使用量と料金の確認を要求しよう。



- (2)名義変更

▷韓国電力公社へ直接訪問、郵便、FAXなどで手続きが可能(お問い合わせ:局番なし123)

3)水道(釜山広域市上水道事業本部 water.busan.go.kr)

釜山の水道水は、釜山広域市上水道事業本部で担当する。料金は毎月検針日に検針した使用量に応じて計算される。複数世帯が住んでいる建物にも水道計量器が1つ設置されている場合もあり、世帯別に独立して設置されている場合もある。アパートは伝賃料金を世帯別に分けて計算される。請求金額が急に上がったたりする場合、水漏れの可能性があるので管轄する水道事業所に電話で申告して確認を要求する。(お問い合わせ:局番なし121)



4)ガス(LPGガス・都市ガス)

中間バルブを開け、ガスを点火して使用する。使い終わったら必ず中間バルブを閉める。LPGガス・都市ガスを使用するときは、ガス安全点検をすることが非常に重要である。ガスが漏れていないか点検するには、食器洗い用の液体の洗剤を水と1:1で混ぜた後、ホースの接続部分の周りに塗ってみる。何の反応もない場合は正常であり、泡が発生するとガスが漏れているので、すぐに修理しなければならない。都市ガスを利用する家には1ヶ月に1回のガス会社から安全点検をしに来る。この時はなるべく外出せずに必ず点検を受けて、やむを得ず家を空ける場合は家主や近所の人にお問い合わせをしても、必ず点検を受けなければならない。



5)冷・暖房

- (1)ボイラー

ボイラー設備には、いくつかの種類がある。練炭を使用する練炭ボイラー、油を使用する油ボイラー、LPGガスを使用するガスボイラー、都市ガスを使用する都市ガスボイラーがある。練炭ボイラーは価格は安いですが練炭を時間に合わせて替えなければならない。

いので不便である。油ボイラーとLPGガスボイラーは、費用がかかり、油とLPGガスがなくなると、その都度注文しなければならないのが欠点である。最も良いのは、都市ガスボイラーである。都市ガスは、パイプを通して常に供給され、調理や暖房の両方に使うことができ、価格も安い。部屋を探すとき、都市ガスが設置されているかどうか確認するのが良い。都市ガスが設置された部屋は家賃が高いが、暖房費を節約することができるのでお得だ。

(2)電気ストーブ・オンドル

電気ストーブと電気オンドルも暖房用としてよく使われる。しかし、電気料金が非常に多くかかるので注意しなければならない。

(3)ガスストーブ

室内暖房用としてよく使われるが就寝時の使用には注意しなければならない。ガスストーブをつけたまま寝て酸素不足の事故になることもある。定期的な換気を忘れないように気をつけること。

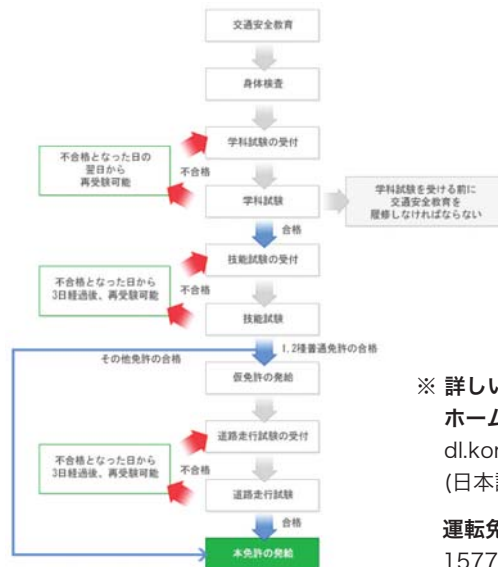
(4)エアコン

夏季に冷房用としてよく使われるが、電気料金の負担が大きい。韓国政府では節電のため、百貨店やホテル、大型マート、銀行など大衆利用施設の冷房設定温度を26度に制限している。

2. 運転・交通 釜山広域市 交通情報 traffic.busan.go.kr

1) 運転免許 (運転免許試験管理団 dl.koroad.or.kr)

(1) 国内の運転免許取得 (手続きは韓国人と同一)



※ 詳しい情報は運転免許試験管理団ホームページで確認

dl.koroad.or.kr

(日本語、英語、中国語が可能)

運転免許試験場 代表電話

1577-1120 (全国)

(2) 国際運転免許証

外国で国際運転免許証を取得した者は、有効期間(入国日から1年間)に限り国内で運転することができるが、業務用自動車は運転できず、国際運転免許証に記載された車種に限り運転することができる。ただし、適性検査を受けなかったり不合格となった場合や、運転中に故意または過失で交通事故を起こした場合は、国際運転免許書所持者だとしても運転は禁止となる。また、免許証を所持せずに運転すると、免許証携帯義務に違反する。

(3) 外国免許証から国内免許への切り替え

▶ 外国の公式機関で交付を受けた運転免許証所持者は大使館確認書などの必要書類を提出し、既存の免許証の信頼性が確認されれば、適正検査を受けることで国内免許への交換発給が可能。

▶ 外国免許証は有効期間が残っているもの正式免許(full license)に限りその効力が認められ、臨時免許証(temporary)、練習免許証(learner, provisional, probationary)、運転許可証(permit, certificate)などは国内免許に交換発給できない。

▶ 国内免許認定国家とは？

- 別途の試験を受けずに韓国免許証を自国の免許証で切り替えて発給できる国家
- 香港、台湾、グアムなど独自の免許制度を設けている地域は、認定国の範囲に含める。
- 告示の制定後、韓国免許証の認定有無が変更され、その事実が通知された場合、変更後の制度に従う。

* 韓国免許証の認定国で発行された免許証：適正検査(身体検査)のみ実施

* 韓国免許証の不認定国で発行された免許証：適正検査と簡易学科試験(選択問題20問)

- 韓国語、英語、中国語、ロシア語の中から選択

* 外国免許交換発行は国内免許2種普通に限る。

* 相互認定協約国(ベルギー、ポーランド、スペイン、イタリア)で発行された免許証については、当該種別免許に交換発行が可能 *代理人受付不可



《国内免許認定国の範囲(2015.05.15警察庁告示)》

地域	国名
アジア (26カ国)	ニュージーランド、ネパール、台湾、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、バヌアツ、ベトナム、ブルネイ、サモア、スリランカ、アフガニスタン、オーストラリア、インド、日本、カンボジア、クック諸島、キリバス、タイ、トンガ、パプアニューギニア、フィジー、パラオ、フィリピン、香港 ※オーストラリアは25歳以上、ニュージーランドは取得後2年以上経過した者のみに適用
アメリカ (22カ国)	グアテマラ、グレナダ、ニカラグア、ドミニカ共和国、ドミニカ連邦、バルバドス、バハマ、ブラジル、セントルシア、セントビンセントグレナディーン、セントキッツネイビス、ハイチ、アンティグアバーブーダ、 <u>エクアドル</u> 、エルサルバドル、ウルグアイ、チリ、 <u>カナダ</u> 、コスタリカ、パナマ、 <u>メキシコ</u> 、 <u>米国</u> (<u>メリーランド州</u> 、 <u>バージニア州</u> 、 <u>ワシントン州</u> 、 <u>マサチューセッツ州</u> 、 <u>テキサス州</u> 、 <u>フロリダ州</u> 、 <u>オレゴン州</u> 、 <u>ミシガン州</u> 、 <u>アイダホ州</u> 、 <u>アラバマ州</u> 、 <u>ウェストバージニア州</u> 、 <u>アイオワ州</u> 、 <u>コロラド州</u> 、 <u>ジョージア州</u> 、 <u>サウスカロライナ州</u> 、 <u>アーカンソー州</u>)

ヨーロッパ (39カ国)	ギリシャ、オランダ、デンマーク、ドイツ、ラトビア、ルーマニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア、モンテネグロ、モルドバ、 ベルギー 、ボスニア - ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、サンマリノ、セルビア、スイス、 スペイン 、スロバキア、 アイルランド 、 アゼルバイジャン 、アルバニア、イギリス、オーストリア、ウクライナ、イタリア、ジョージア州(グルジア)、チェコ、クロアチア、 キルギスタン 、トルコ、トルクメニスタン、ポルトガル、 ポーランド 、フランス、フィンランド、 ハンガリー ※オーストリアは97.1.1以後発行された韓国の運転免許証所持者について試験免除の国内免許認定国家と見なして適用
中東 (12カ国)	レバノン、リビア、モロッコ、バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、オマーン、ヨルダン、カタール、クウェート
アフリカ (31カ国)	ガーナ、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、ナミビア、ナイジェリア、ニジェール、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ボツワナ、ブルキナファソ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、スワジランド、アンゴラ、エリトリア、エチオピア、ウガンダ、ザンビア、赤道ギニア、ジンバブエ、チャド、カメルーン、カーボベルデ、コモロ、コートジボワール、コンゴ共和国

※ **■** 表記国は相互認定協定または契約を締結した国である(16カ国)

▷外国免許を国内免許に切り替える際の必要書類

- 外国免許証原本
- パスポート(出国から入国時までの出入確認が可能なパスポート)
- 外国人登録証の原本(外国国籍同胞国内居所申告証の原本)
- カラー写真3枚
- 免許証に関する大使館確認書
- 出入国事実証明書(最初の入国日から現在まで)
- 手数料：12,500ウォン(認定国家)、20,000ウォン(不認定国家)

(4)自動車登録及び保険加入

▷新規登録

- 自動車購入後の新規登録は自動車登録事業所で行う。
- 自動車販売会社が無料で新規登録サービスを代行。必要書類は韓国人と同様で、身分証(外国人登録証、パスポート)が必要。
- 自動車会社が登録代行義務を履行しない場合は、100万ウォン以下の罰金が課せられる。
- 正式登録になる前に臨時運行番号版が交付され、10日以内に限り使用が可能。

▷自動車保険

- 自動車購入時には責任保険の加入が義務。
- 保証内容によって保険額が異なるため、本人の運転スタイルに合う保険を選択して加入する必要がある。

国内損害保険社

チャーティス(A I G損害保険)	www.aiggeneral.co.kr	080-6070-201
サムソン火災保険	www.samsungfire.com	1588-5114
現代海上火災保険	www.hi.co.kr	1588-5656
L I G損害保険	www.lig.co.kr	1544-0114
東部火災	www.idongbu.com	1588-0100
ロッテ損害保険	www.lotteins.co.kr	1588-3344
ハンファ損害保険	www.hwgeneralins.com	1566-8000

2)バス・地下鉄・タクシー

(1)市内バス(bus.busan.go.kr)

- ▷地下鉄とともに最も多く利用されている交通手段。市内バスには一般バス、急行バス、座席バス、深夜バスがあり、市内バスが十分でない地域の居住者のためにマウルバスも運行している。
- ▷バス料金は交通カードと現金利用が可能だが、交通カード利用時には割引を受けられる。

(バス料金 単位：ウォン)

(2015. 7月現在)

バスの種類	区分	交通カード	現金	バスの種類	区分	交通カード	現金
一般バス	大人	1,200	1,300	急行バス (座席)	大人	1,700	1,800
	青少年	800	900		青少年	1,350	1,700
	子供	350	400		子供	1,200	1,300
マウルバス (一部地域除外)	大人	1,010	1,100	深夜バス (座席)	大人	2,100	2,200
	青少年	680	800		青少年	1,550	1,900
	子供	260	300		子供	1,400	1,500



(2)地下鉄(釜山交通公社 www.humetro.busan.kr)

- ▷地下鉄は複雑な中心部を最も早く移動することができる交通手段。釜山の地下鉄は現在1号線、2号線、3号線、4号線、釜山金海軽電鉄が運営中。
- ▷地下鉄の運賃は1区間(10kmまで)が1,300ウォン、2区間(10km超過)が1,500ウォンで、地下鉄駅の自動販売機を利用して購入可能。交通カードを利用すると料金の10%が割引されて便利。



▷ 運賃表

<交通カード / 普通乗車券>

(単位: ウォン)

区分	普通乗車券			交通カード		
	おとな	青少年	子ども	おとな	青少年	子ども
1区間	1,200	950	600	1,300	1,050	650
2区間	1,400	1,100	700	1,500	1,200	750

- 大人: 満19歳以上、青少年: 満13歳以上～満18歳以下
- 子供: 満6歳以上～満12歳以下、小学生または多子世帯構成員
- 無賃(優待券発行)
- 敬老優待者(満65歳以上)、障害者(1-3級の場合保護者1人を含む)
- 国家有功者(1-7級)、独立有功者、5・18民主有功者: 1級は保護者1人を含む

<定期乗車券>

(単位: ウォン)

区分	運賃	利用案内
1日券	4,500	発券当日、区間と回数制限無しに使用可能
7日券	20,000	7日間、区間制限無しに20回まで使用可能
1カ月券	55,000	30日間、区間制限無しに60回まで使用可能

- 返却時には、使用回数に応じて金額が差し引かれ、手数料控除のあとで払い戻される。
- 返金額 = 定期乗車券補充金額 - (1区間の交通カード料金×使用回数)-100ウォン
- 補充日から1ヶ月券は30日、7日券は7日を経過した場合、払い戻しができない。

<団体割引乗車券> 20人以上

割引率(交通カード基準)			備考
大人	青少年	子供	
10%	10%	10%	普通券基準18～20%割引

- 予約: ホームページ都市鉄道利用案内>乗車券予約>団体乗車券

<注定制乗車券> 額面金額の15%割引

- 定額乗車券(5,000ウォンから)30枚以上、普通乗車券200枚以上
- 予約: ホームページ都市鉄道利用案内>乗車券予約>注定制乗車券

▷ 軽電鉄 (☎055-310-9800, <http://www.bngmetro.co.kr>)



<運賃表>

区分	対象	一回券運賃		交通カード	
		1区間	2区間	1区間	2区間
一般	満19歳以上	1,200	1,400	1,300	1,500
青少年	満13歳以上 / 満18歳以下	950	1,100	1,050	1,200
子供	満6歳以上 / 満12歳以下	600	700	700	800
幼児	満5歳以下	-	-	-	-
優待券	障害者	1～3級は保護者1名含む		無賃(身分証明書携帯時)	
	国家有功者	1級は保護者1名含む			
	独立有功者 / 5.18有功者	-			

- 満65歳以上の敬老者は、通常の運賃適用
- 幼児(満5歳以下)は、保護者同伴時 無賃
- 幼児が単独または団体で旅行をするとき、保護者1人に対し、同伴する幼児が3人を越えた時、超過した幼児は子供の運賃を支払う。

<広域乗り換え運賃>

- 大人500ウォン、青少年260ウォン、子供100ウォン(交通カード限定)
- 乗り換え方法：下車後30分以内、2回までに限る。ただし、同じ路線は除く
- 乗り換え後、軽電鉄2区間利用時の追加運賃:大人200ウォン、青少年150ウォン、子供100ウォン
- 乗り換え運賃精算時、先乗列車と後乗列車との間に差額がある場合は後乗列車にその差額料金が追加される。

<区間区分>

区間	区間
1区間	外郭1区域(加耶大学~仁済大学) ↔ 中心区域(金海大学~平江) 外郭2区域(大渚~沙上) ↔ 中心区域(金海大学~平江)
2区間	外郭1区域(加耶大学~仁済大学) ↔ 外郭2区域(大渚~沙上)

(3)タクシー

- ▷一般タクシーと模範タクシー、コールタクシー、灯台コール、大型タクシーがある。
- ▷一般タクシー：タクシー乗り場から利用でき、空いたタクシーの場合、赤で「空車」と表示されタクシーのキャップに灯りがついている。基本料金は2km、2,800ウォンで、走行距離によって料金が追加される。深夜時間帯(0時~4時)は20%割増料金が適用される。
- ▷模範タクシー：黒に黄色のキャップで、無料自動車電話サービスとクレジットカードの使用ができ、領収書の発行が可能である。主に外国人が多い空港、ホテル、観光地で多く見られる。基本料金は3km、4,500ウォンで走行距離によって料金が追加される。
- ▷コールタクシー：乗客が乗りたい場所に追加料金なしで希望のタクシー(一般または模範)を呼ぶことができる。
- ▷灯台コール：コールタクシーであり、ブランドタクシーで、クレジットカード決済ができ、通訳サービス(英語、中国語、日本語、ロシア語)を受けることができる。
 - 通訳利用時間：24時間(土・日曜日を含む) - 灯台コール(051-600-1000)、観光協会(局番なし1330(通訳サービス))
- ▷大型タクシー：黒に黄色のキャップで、5~10人乗りの乗用車両。搭乗人員が多い時や、荷物が多い時に便利である。料金は模範タクシーと同じ。
- ▷カカオタクシー：スマートフォンカカオタクシーアプリケーションを利用し、出発地と到着地を直接選択して、タクシーを呼び出せる。比較的便利で安全にサービスを利用することができる。



3)乗り換え割引制

(1)交通カード

- ▷韓国の大都市で大衆交通を利用する時は、交通カードを使用するのが便利。交通カード1つで市内バス、マウルバス、地下鉄がすべて利用可能であり、現金で乗車するより安く利用することができる。
- ▷交通カードの購入は地下鉄駅、釜山銀行、バス停留所近くの交通カード販売所で購入可能。カードの種類によって購入時に3,000ウォン~8,000ウォンが必要で、その後は必要な金額分だけチャージして使用。
- ▷交通カードを使うと、市内バス、地下鉄、マウルバスなど大衆交通間の相互利用により、乗換割引を受けることができる。



区間	項目
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・業態別：釜山ハナロカード/マイビーカード/ T-money/後払い式交通カード/cashbee ・種類別：一般用、青少年用、子供用 ・形態別：一般カード、モバイルアプリ、提携カード、アクセサリカード、社員証 ※ 子供用カードは満6歳以上 満13歳未満の子供、又は小学生であれば購入ができ、必ず釜山銀行で有効期間の登録をした後 使用が可能
利用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・交通分野：交通手段の料金支払いと有料道路、駐車場料金、タクシー費 ・流通分野：飲食店、コンビニ、ファーストフード、大型割引店での支払い ・便利施設：映画館、運動競技場、自販機、公園、劇場、PCバンなど ・民願行政分野：無人民願発給機の手数料 ・付加機能：大学キャンパス内での学生証、身分証、出入管理手段
利用カード	<ul style="list-style-type: none"> ・釜山ハナロカード：釜山全地域、首都圏(ソウル市、京畿道、仁川市)、蔚山、寧山、浦項、済州などの都市鉄道またはバス ・マイビーカード：釜山、首都圏(ソウル市、京畿道、仁川市)、蔚山市、慶尚南道(昌原、鎭海、晋州、梁山、密陽、金海) ・T-moneyカード：釜山、首都圏(ソウル市、京畿道、仁川市)、蔚山市、大邱市、慶尚南道(昌原、鎭海、巨濟、密陽)
購入方法 補充方法	一般販売所、地下鉄の駅、コンビニ、インターネット

(2)乗換案内

1. 乗り換えとは？

乗っていた交通手段(一般バス、地下鉄、急行バス、マウルバス)から、同じまたは異なる交通手段へ乗り換えること。

2. 乗り換え(料金)割引制とは？

乗り換えの際、次に乗る一般バス、急行バス、または地下鉄の料金が割引される制度。

例)一般バス(1,200ウォン)▶一般バス(1,200ウォン)：1,200+0=1,200ウォン(▲1,200ウォン)
 一般バス(1,200ウォン)▶都市鉄道1区間(1,200ウォン)：1,200+200=1,400ウォン(▲1,000ウォン)
 都市鉄道1区間(1,200ウォン)▶マウルバス(1,010ウォン)：1,200+200=1,400ウォン(▲810ウォン)

3. 乗り換え(料金)割引制の概要

対象：市内バス ↔ 地下鉄 ↔ マウルバス

方法：先に乗った交通手段から下車後30分以内に同じ交通手段、または異なる交通手段へ乗り換える場合、料金が割引きされる。2回まで乗り換え可能。



4. 料金割引を受けられない場合

○ 同一路線へ乗り換えた場合には料金割引無し。



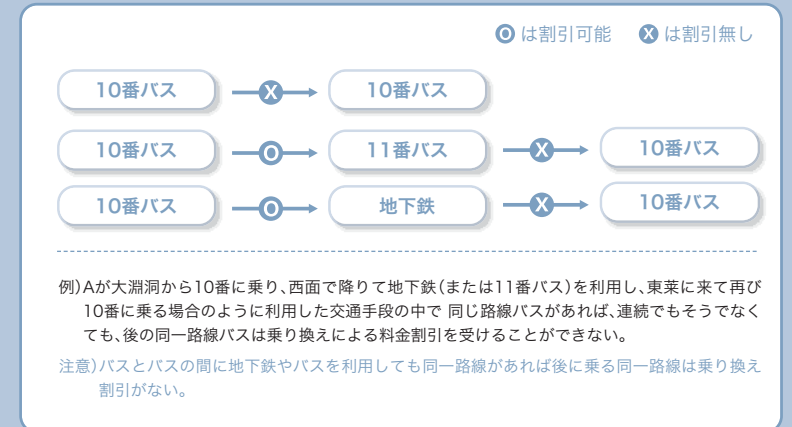
例)Aが西面地下鉄駅から改札口を出てトイレなどを利用した後、30分以内に西面地下鉄駅(または他の駅)から再び地下鉄に乗る場合、乗り換えによる料金割引を受けられないため、規定された料金を負担しなければならない。

注意)地下鉄と地下鉄の間にバスを利用しても、地下鉄から地下鉄にすぐ乗り換えても、改札口を出た場合には後に乗る地下鉄の乗り換え割引はない。

*スキャンジャン(乗り場)：地下鉄に直接乗り降りする場所

*テハプシル(待合室)：外部から地下鉄駅内に入って乗り場に下りる前の場所

○ 地下鉄から地下鉄への乗り換えは現行通り、地下鉄の乗り場内で乗り換える場合にだけ料金割引が適用される。地下鉄の乗り場を脱け出て、改札口を出た後、再度地下鉄に乗り換える場合には、乗り換えによる料金割引なし。



○ バスを1つのカードで2人以上の料金を同時に支払う場合、カードの所持者1人のみ乗り換えによる料金割引を受けることができる。
 - 1つのカードにつき、1人が使用する場合のみ乗り換え割引が適用。

例)AがB、C、Dと一緒に1つのカードで00番のバス端末機に一括決済をし、降りるとき端末機にかざして下車をした後、別のバスや地下鉄に乗り換える場合、カード所持者Aのみ料金割引を受けることができる。
 - 下車する時、端末機にかざさずに他の交通手段を利用する場合には乗り換えによる料金割引なし。
 - 現金使用時は料金割引なし。
 - 一般人用カードで青少年料金を支払うなど不正にカードを使用した場合は、乗り換えによる料金割引なし。
 - 空港リムジンバスと乗り換えをしても料金割引なし。
 - 乗換回数2回だけで可能で、3回目に乗換えた場合(4回目の乗車時)は交通手段の料金割引なし。
 - 下車後30分を超過して次の交通手段を利用しようとする場合は料金割引なし。

5. 乗り換え関連注意事項

- “乗り換え回数2回”とは、バス、地下鉄などの交通手段を利用するとき、30分以内に2回まで乗り換えることをいう。(交通手段を連続して3回まで利用可能)
 - 乗り換えするときの残高が不足している場合、料金の割引を受けることができないだけでなく、現金の基準で交通手段の料金を出す不利益を受けることがあるので、交通カードの残高を頻繁に確認する必要がある。
 - 他の交通手段に乗り継ぐ場合、適用される割引料金(一般200ウォン、青少年130ウォン、

子供50ウォン)は、交通手段を乗り換えるとき、1度だけ支払えばよい。

例)急行バス▶都市鉄道1区間▶一般バス：1,700 + 200 + 0 = 1,900ウォン(▲2,200ウォン)

- 利用する交通手段との間に料金差がある場合、利用する交通手段の中で最も高い料金に達するまで支払わなくてはならず、これを基本料金とする。

例)都市鉄道1区間(1,200ウォン)▶一般バス(1,200ウォン)▶急行バス(1,700ウォン)：1,200 + 200 + 500 = 1,900ウォン(▲2,200ウォン)

- 交通カードは種類に合わせて、一般人は一般カードを、青少年は、青少年のためのカードを、子供は子供用カードを使用することで乗り換え割引を受けることができる。

- 市内バスが故障した場合、故障した車両で下車する時に端末をかざす必要があり、代替車両では、端末に一切のカードをかざしてはならない。代替車両で乗り換えをしようとする場所に下車して、目的の交通手段に乗り換えをすればよい。乗継ぎの待ち時間が30分を超えて料金が差し引かれた場合には、(株)マイビー(1588-8990)で、事実確認をした後、返金が可能である。

5. 市内乗換使用可能カード

先払い - ハナ口、マイビー、T マネー、e B

後払い - ロッテ、BC、ハナ、現代、サムソン、KEB、新韓、国民、シティー、農協



4) 市外バス・汽車・飛行機・船

(1) 市外バス

▷長距離を移動する時に便利。市外バスは目的地へ行く途中に停車して乗車・下車が可能だが、高速バスは途中の乗車・下車は無く、直接目的地まで行く。

▷西部市外バスターミナルと釜山総合バスターミナルがあり、地下鉄駅と連結されているため便利。

ターミナル名	地下鉄駅	運行地域
釜山総合バスターミナル (金井区老浦洞)	1号線 老浦駅	<p><高速バス> <small>ウイジョンブ</small> <small>インチョン</small> <small>ソンナム</small> <small>チョンジュセジョン</small> 議政府、ソウル、東ソウル、仁川、城南、清州、宗、 <small>テジョン</small> <small>テグ</small> <small>キョンジュ</small> <small>チョンジュ</small> <small>クァンジュ</small> <small>ヨス</small> <small>スンチョン</small> <small>ヨンイン</small> 大田、大邱、慶州、全州、光州、麗水、順天、龍仁</p> <p>※ 時間、運賃情報 bxt.co.kr(韓国語、英語) お問い合わせの電話 051-508-9200</p> <p><東部市外バス> <small>マサン</small> <small>スワン</small> <small>アンサン</small> <small>フチョン</small> <small>コサン</small> <small>イチョン</small> 仁川空港、馬山、水原、安山、富川、高陽、利川、京畿 <small>クァンジュ</small> <small>ウオンジュ</small> <small>キンチゴン</small> <small>チョンチョン</small> <small>アンジン</small> <small>トンエ</small> <small>カンルン</small> 道(光州)、原州、洪川、春川、安東、東海、江陵、東 草、東海岸</p> <p>※ 時間、運賃情報 dbterminal.co.kr(韓国語のみ) お問い合わせの電話 1688-9969</p>

ターミナル名	地下鉄駅	運行地域
西部市外バスターミナル (沙上区掛法洞)	2号線 <small>ササン</small> 沙上駅	<small>ヨナム</small> <small>ホナム</small> 嶺南地域、湖南地域 ※ 時間、運賃情報 www.busantr.com (韓国語のみ) お問い合わせ電話 051-322-8301
海雲台市外バスターミナル (海雲台区)	2号線 海雲台駅 1番出口	ソウル、首都圏方面 ※時間、運賃情報051-746-3550
	2号線 海雲台駅 7番出口	<small>ウルサン</small> 慶尚南道、蔚山方面 ※時間、運賃情報1688-0081

(2) 鉄道 KORAIL www.korail.com、釜山駅 051-440-2516

▷高速列車(KTX)：全国を3時間以内の生活圏にすべく作られた早くて便利な交通手段で、中には障害者用施設、電話、FAX、ビデオ、オーディオなどが装備されている。切符は最寄りの駅やインターネット、旅行会社を通じて購入できる。



※ 乗車券予約方法：ホームページ、コレイルトーク(アプリ)、駅構内の自動券売機

<乗車券予約方法>

▷一般列車：ムグンフア 早궁号、セマウル 새마을号がある。새마을号は一般列車の中で最も早く、移動無線公衆電話、食堂車のようなサービスも提供している。ムグンフア 早宮号は乗客に合わせて最も多くの路線がある。

(単位:ウォン)

	列車区分	所要時間	一般室料金	
			平日(月~木)	金~日、公休日
釜山→ソウル (大人料金基準)	KTX	約 2時間30分	53,300	57,300
	セマウル号	約 4時間 40分	40,700	42,600

▷KR Pass : KTXを利用する外国人専用パス

CATEGORY	NORMAL		SAVER (2~5People)	YOUTH (Age:13~25)
	ADULT	CHILD (Age:4~12)		
1 Day Use	58,200	29,100	52,400	46,600
3 Day Use	84,600	42,300	76,100	67,700
5 Day Use	127,000	63,500	114,300	101,600
7 Day Use	160,400	80,200	144,400	128,300
10 Day Use	185,100	92,500	166,600	148,100

(3)飛行機(金海空港 airport.co.kr/doc/gimhae)

▷国内線

- 大韓航空(kr.koreanair.com)

区間	所要時間	平日(月~木)	週末(金~日)	繁忙期	超過手荷物料金 (kg当たり)
釜山→ソウル(金浦)	55分	86,100	97,100	107,100	2,000
釜山→済州	55分	80,100	89,100	99,100	2,000

- アシアナ航空(flyasiana.com)

区間	所要時間	平日(月~木)	週末(金~日)	繁忙期	超過手荷物料金 (kg当たり)
釜山→ソウル(金浦)	1時間	79,100	89,100	95,100	2,000
釜山→済州	50分	77,100	87,100	98,100	2,000

- エアバスン(airbusan.com)

区間	所要時間	平日(月~木)	週末(金~日)	繁忙期	超過手荷物料金 (kg当たり)
釜山→ソウル(金浦)	1時間	75,100	85,100	91,100	片道料金の3%
釜山→済州	50分	74,100	84,100	94,100	

▷金海空港国際線運航現状

- ホームページ参照 <http://www.airport.co.kr/mbs/gimhae>



▷金海空港国際線案内(1階)

The map shows the layout of the 1st floor of the international terminal at Gimhae Airport. Key areas include the '到着隔離待合室' (Arrival Quarantine Waiting Room) and '一般到着待合室' (General Arrival Waiting Room). Various facilities are marked with icons and numbers 1 through 13. A legend at the bottom identifies icons for public phones, elevators, escalators, and restrooms.

①パピス(ファーストフード)
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 051-973-2780

②釜山銀行
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 051-971-2643

③携帯電話ローミング
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 SK 051-941-9011
Olleh KT 051-941-1141
LGT 051-710-2010

④空港リムジン切符売り場(東大邱、亀尾行き)
営業時間 07:30~22:00
電話番号 慶尚北道コーチサービス
053-355-1241,
東大邱切符売り場
053-744-2830

⑤空港総合案内
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 1661-2626

⑥スカイギャラリー
営業時間 08:00~20:00
電話番号 010-2000-5660

⑦ホテル/観光案内
営業時間 09:00~運航終了
電話番号 パラダイス 051-749-3508、
セブンロック 051-941-3440、
プレミアムバス 051-753-3545

⑧靴美化所
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 010-4214-9222

⑨外換銀行
営業時間 06:30~16:00
電話番号 051-973-9845

⑩セブンイレブン
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 051-971-2775

⑪ドンキンドーナツ
営業時間 06:30~運航終了
電話番号 051-941-6339

⑫旅客脱衣室
営業時間 06:30~運航終了

⑬郵便取扱所
- 営業時間 06:30~運航終了
- 電話番号 051-941-0110

▷ 空港交通

(1) 地下鉄：大渚駅(3号線)または沙上駅(2号線)から空港駅(釜山-金海 軽電鉄)乗り換え

(2) 市内バス

路線番号	配車間隔	出発地		料金 (単位: ウォン)	経由地	備考(運用会社)
		始発時間	終発時間			
307	15~20	05:15	23:20	1,200	空港 - 江西区庁 - 龜浦駅 - 東菜市場 - ベクスコ - 海雲台新都市	日光旅客 (051-746-0071)

※ 時刻表は国内線基準であり、国際線から利用する場合は10分早く到着すること。

(3) リムジンバス

路線番号	配車間隔	出発地	始発時間	終発時間	料金 (単位: ウォン)	経由地
海雲台 1番	25~30分	空港	06:50	22:00	7,000 (小人: 4,500)	国際線 - 国内線 - ナムチョン 光安洞 - (光安大橋) - センタムホテル - ベクスコ - ヨット競技場 - パークハイアットホテル - ハイペリオン三叉路 - 朝鮮ビーチホテル - ノホテルアンバサダーホテル - パラダイスホテル - シークラウドホテル - グランドホテル - 朝鮮ビーチホテル - 現代ハイペリオン - ハンファリゾート - パークハイアットホテル - 慶南マリーナアパート - センタムホームプラス - センタムホテル - クアンアン (光安大橋) - ナムチョン 南川洞 - 国際線乗り場 - 国内線乗り場
		ハンファリゾート	05:19	20:33		

路線番号	配車間隔	出発地	始発時間	終発時間	料金 (単位: ウォン)	経由地
海雲台 2番	25~30分	空港	06:40	21:50	7,000 (小人: 4,500)	国際線 - 国内線 - ナムチョン 南川洞 - クアンアン 光安洞 - スヨン 水宮交差路 - センタムホテル - ベクスコ-オリンピックヨット競技場 - パークハイアットホテル - ハンファリゾート - ハイペリオン三叉路 - 朝鮮ビーチホテル - グランドホテル - ノホテルアンバサダーホテル - パラダイスホテル - ジェンサン 長山駅 - ベク病院 - 東部アパート - テリム 大林1次アパート - ヤンワン 養雲高等学校 - センタムホームプラス - センタムホテル - スヨン 水宮交差路 - クアンアン 南川洞 - ナムチョン 国際線乗り場 - 国内線乗り場
		養雲高校	05:12	20:22		
西面 / 釜山 駅行	40~45分	空港	07:20	21:40	6,000 (小人: 4,000)	国際線 - 国内線 - ソミョン 西面ロッテホテル - ソミョン 1番街 - 現代百貨店 - 釜山鎮駅 - 釜山駅 - 東横インホテル - 中央洞 - 延安旅客ターミナル - ナンボ 南浦洞 - チュンム 忠武洞 - ナンボ 南浦洞 - ヨナン 延安旅客ターミナル - ジュンアン 中央洞 - ヨンジュ 栄州洞 - 釜山鎮駅 - 現代百貨店 - ソミョン 西面ロッテホテル - ソミョン 西面1番街 - 国際線乗り場 - 国内線乗り場
		忠武洞	05:50	19:40		

※ 時刻表は国内線基準であり、国際線から利用する場合は10分早く到着すること。
問い合わせ：(株)テヨンバス 051-972-7747

(4) 船(国際, 国内)

▷ 国際旅客ターミナル(busanpa.com)(Tel. 051-463-3068)

区間	運行日	出航時間/運行時間	料金(ウォン)
釜山→下関 (関釜フェリー)	毎日	20:00/12時間 (http://www.pukwan.co.kr)	95,000~327,000
釜山→福岡 (高麗フェリー)	毎日	22:30/9時間 (http://www.koreaferry.co.kr)	90,000~200,000
釜山→福岡 (未来高速)	毎日	随時変動(ホームページ確認) (http://www.kobee.co.kr)	115,000(一般/大人) 92,000(学生/敬老/障害者)
釜山→福岡 (大亞高速)	毎日 (毎週水曜日 休航)	09:00/3時間 15分 (http://www.daea.com)	115,000(一般/大人)

区間	運行日	出航時間/運行時間	料金(ウォン)
釜山→大阪 (パンスターライン)	日, 火, 木	15:00/19時間	129,350-916,500
釜山→比田勝 (大亜高速)	日, 水, 木	平日 09:50 日曜日 09:30 /1時間 10分	対馬 75,000(一般/大人) 厳原 8,500(一般/大人)
釜山→比田勝 (JR九州高速船)	毎日	1時間 10分 http://www.jrbeetle.co.kr	75,000
釜山→厳原 (大亜高速)	月, 金, 土	09:50/2時間 10分	対馬 75,000(一般/大人) 比田勝 7,500(一般/大人)
釜山→厳原 (未来高速)	毎日	1時間 55分 (http://www.kobee.co.kr)	115,000(一般/大人)
釜山→厳原 (JR九州高速船)	毎日	http://www.jrbeetle.co.kr	85,000



※ 運航情報、旅客船社案内など(ARS) 1688-7677
 ※ 顧客サポートセンター
 051)463-3068 / 夜間 010-6768-3113

3. 通信

1) 電話・携帯電話

(1) 公衆電話

区分	内容
コイン電話	国内通話のみ可能。
	市内電話、長距離通話、携帯電話の通話が可能。
	市内電話の基準で3分間70ウォンである。 コインを入れてから電話をかける。
カード電話	公衆電話カード、クレジットカード、ICカードを使うことができる。
	市内電話、長距離通話、携帯電話の通話、国際電話が可能
	テレフォンカードには2千ウォン、3千ウォン、5千ウォン、1万ウォン券がある。 テレフォンカードは自動販売機やコンビニで買うことができる。
カード、コイン専用	国際電話コレクトコールを使用するには、緊急ボタン、または00799を押す。
	クレジットカード使用可能

※長距離市外電話をかける場合は、カードやコインをいれた後、地域番号(area code)を押し、該当電話番号(personal number)を押す。

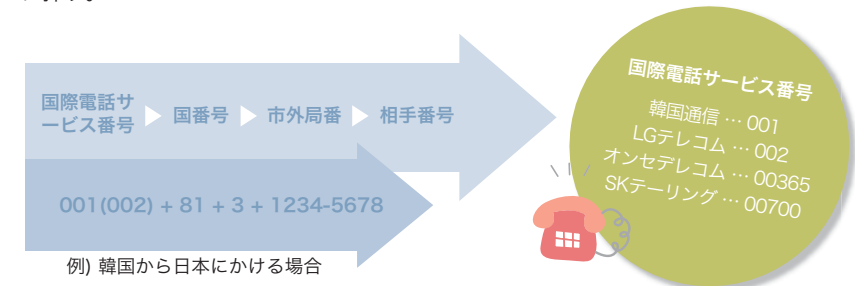


主要な地域番号

ソウル (02)	慶尚北道 (054)
京畿道 (031)	慶尚南道 (055)
仁川 (032)	釜山 (051)
大田 (042)	蔚山 (052)
光州 (062)	全羅北道 (063)
大邱 (053)	全羅南道 (061)
忠清北道 (043)	済州 (064)
忠清南道 (041)	江原道 (033)

(2) 国際電話

国際電話をかける時は、国際電話サービス番号、国家番号、地域番号、該当電話番号の順に押す。



(3) 有線電話

家や事務室に有線電話を設置する場合、有線電話サービスを提供している会社に連絡すると、その該当地域のサービス提供電話局が設置してくれる。現在有線電話サービスを提供している会社はKTと、SKブロードバンドの2つの会社があるが、使用料金やサービス事項を考慮して選択すると良い。外国人の場合、パスポートと外国人登録証など本人の身分証が必要である。韓国では最近有線電話から徐々にインターネット電話に移転されていく傾向にあり、通信会社別に固定電話、インターネット電話、テレビ、インターネットの中で好きなように組み合わせて使用することができる。

	基本料(月)	加入費(1回)	全国統一料金制
固定電話	5,720 ウォン	60,000 ウォン	42.9ウォン/3分
インターネット電話	2,200 ウォン	11,000 ウォン	

* オンライン申請時、加入費 免除

組み合わせ商品の案内は各通信会社に問い合わせ

KT Olleh (www.olleh.com、局番なしの100番)

SK ブロードバンド (www.skbroadband.com、局番なしの106番)

LG ユープラス (www.uplus.co.kr、局番なしの101番)

(4)携帯電話



韓国の代表的な情報通信会社には SKT, KT, LGTがある。各通信会社のホームページで商品と料金案内などの英文サービスを提供している。外国人が携帯電話を契約するには、パスポートや外国人登録証などの書類が必要で、代理人が申請する場合、申請者の必要書類と代理人の身分証を持参して販売店を訪問すればよい。

SKT 保証金納付後に加入。
英語相談：080-2525-011 (<http://www.tworld.co.kr>)

KT 保証金は必要ないが、韓国クレジットカード/銀行口座が必要。先払い制度あり。日本語・英語・中国語相談：携帯から1583-8448(www.olleh.com)

LGT 外国人としての特別な条件はないが、銀行口座が必要。
英語相談：1544-0010

※ 料金は、情報通信会社ごとに、顧客の多様なライフスタイルや生活パターンに応じて作られた料金プランを提供しているため、自分の必要に応じて安価に組み合わせることができる。料金の支払い方法は口座振替、クレジットカード払い、GIRO納付、CD/ ATM納付、オンライン送金など様々。

2)インターネット

(1)超高速インターネット

- 超高速インターネットの申し込みができる代表的な会社は、KT Olleh、LG U+、SKブロードバンドの3社がある。加入相談番号に電話をしたり、各ホームページで会員登録後サービス申請をしないと設置係員が顧客の申請場所に訪問して設置作業を行う。サービスを利用するために有線インターネットは、有線機器、無線インターネットは、有線機器と無線機器が必要である。



- 初期設置費用は3万ウォンで、1ヶ月のサービス料は、通常25,500ウォン~3万ウォン (VATを除く)くらいだが、会社と選択した商品に応じて使用料に違いがある。通常1年、

2年、3年契約で手続きをし、それに応じ利用料は割引されるが、契約期間内に解約する場合、通常料金が適用されるため、これまで受けた割引料金を返す必要がある。この時、有線装備(モデム)と無線装備(AP)のレンタル料は、別途支払わなければならない。

 KT Olleh ・ www.olleh.com ・ 一般電話：局番なしの100(無料) ・ 携帯電話：地域番号 +100(有料) ・ 1588-8448(英語相談)	 LG U+ ・ www.uplus.co.kr ・ 局番なしの101 (当社顧客は無料) ・ 1644-7000	 SKブロードバンド ・ www.skbroadband.com ・ 局番なしの106 080-8282-106#3 (英語相談)
---	---	---

※ 利用料金 - 基本的な料金はサービス利用料金(月払い)、設置費、端末装置(モデム)使用料(月払い)で生まれ、契約期間は割引サービスを受けることができる。

<サービス利用料と端末装置使用料(各通信会社別 最低料金比較、付加税を除く)>

< KT Olleh > (単位:ウォン)

契約期間	3年	2年	1年	無契約	備考
サービス利用料	25,500	27,000	28,500	30,000	3年以上利用時割引特典あり
装置(モデム)利用料	無料	4,500	5,500	8,000	
加入設置費	無料			30,000	

< LG ユープラス > (単位:ウォン)

契約期間	3年	2年	1年	無契約	備考
サービス利用料	19,000	22,700	26,300	33,000	提携カード割引
新規設置費	免除			30,000	

< SK ブロードバンド > (単位:ウォン)

契約期間	3年	2年	1年	無契約	備考
サービス利用料	25,200	26,600	27,160	28,000	3年以上または他のサービスとの組み合わせ時、設置費免除
装置レンタル料	免除	3,000	5,000	7,000	
設置費	加入設置費 - 30,000		移転設置費 - 10,000		

(2)インターネットカフェ(PCバン)

釜山市内のあちこちや、近所でも'PCゲームセンター'や'インターネットカフェ'のようなインターネットを利用できる場所を簡単に見つけることができる。いわゆる'PCバン'と呼ばれるこのようなところの名前には'サイバー'、'ネット'、'インターネットプラザ'のような言葉が入っている。インターネットを利用して電子メールを送信したり、ウェブサーフィン、文書作成、印刷などをする必要がある時、近くのPCバンに行こう。比較的低価格でインターネットを利用することができる。使用料は1時間当たり1,000ウォンから1,500ウォンで、会員登録をしたり定額制を利用すればよりお得だ。

4. 生活ごみの処理

ごみ処理費用はごみを出した人が払うことになっているため、ごみを捨てるためにはごみ処理用ビニール袋と生ごみ処理ステッカーを最寄りのコンビニなどで購入。

1) 一般ごみ

▷リサイクル品目ではない一般ごみは必ず購入したごみ袋に入れなければならない。玄関前に出すとごみ回収員が指定された時間に回収。

▷従量制のごみ袋は近所のコンビニやスーパーなどで購入でき、区によって指定の袋が違うが値段は統一されている。

従量制ごみ袋価格平均

(単位:ウォン)

区分	5ℓ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	50ℓ	75ℓ	100ℓ	備考
価格	220	430	850	1,280	2,070	3,080	4,090	15.09

2) 生ごみ

家庭や食堂から出た生ごみは、再び加工されて動物の飼料や肥料に使用されるため、まず異物(瓶のふた、ビニールなど)と水気を除去する。水気が除かれた生ごみは区庁から配られる排出専用容器に入れて家の前に出して置くと回収員が回収。



(この際、容器に生ごみ処理用ステッカーを貼る。アパート、共同住宅の場合はごみ回収ボックスに集めて捨てる。)

※生ごみの中に入れてはいけない物(一般ごみ袋に入れて出す)

果物類	くるみ、栗、ピーナッツ、どんぐり、ココナッツ、パイナップル、ヤシなどの固い皮、桃、すもも、柿などの果物の種、アンズ、柿などの核果類の種
肉類	牛、豚、鳥などの毛及び骨
魚介類	貝、サザエ、アワビ、あさり、ホヤ、カキ、蟹、ザリガニなどの固い皮、ふぐの内臓
その他	使用済みティーパーク、漢方薬

生ごみ納付済証 価格

(単位:ウォン)

区分	価格	備考
3ℓ	240	家庭用
5ℓ	400	家庭用
20ℓ	2000	業務用

生ごみ専用容器

(単位:ウォン)

区分	容量	価格表	備考
家庭用	3	6,000	セマウル金庫で販売
-	5	6,500	セマウル金庫で販売
業務用	20	14,000	セマウル金庫で販売
-	120	45,000	店に直接 配達

3) リサイクルごみ

▷リサイクル可能な品目

- くず鉄類、衣類、発泡スチロール、紙類、蛍光灯
- プラスチック、ビニール包装紙類(お菓子、インスタントラーメンの袋など):リサイクルマークが表示されている。

▷処理方法

- アパート、共同住宅の場合はリサイクルごみ処理日が決まっており、各家庭で保管し、処理日に合わせ排出。
- 一般住宅は地域別に決まっているリサイクルごみ処理曜日に合わせ、家の前に出して置くと回収員が回収。

4) 大型廃棄物

▷ごみ専用袋に入らない大型ごみ(例: 家具、家電製品、木など)は区役所に電話して申請し、処理希望日と処理場所、料金を確認した後、希望日に指定の場所にごみを捨てる。

▷廃棄物の種類と大きさによって廃棄費用が異なる。

区(郡)掃除部署の連絡先

・ 中區 051)600-4451~3	・ 東萊區 051)550-4451~3	・ 江西區 051)970-4161~3
・ 西區 051)540-4451~3	・ 北區 051)309-4451~3	・ 蓮堤區 051)665-4451~3
・ 東區 051)440-4451~3	・ 海雲台區 051)749-4441~3	・ 水宮區 051)610-4451~3
・ 影山區 051)419-4461~3	・ 沙下區 051)220-4451~3	・ 沙上區 051)310-4451~3
・ 釜山鎮區 051)605-4451~3	・ 金井區 051)519-4451~3	・ 機張郡 051)709-4451~3

5. 公共機関と便利施設の利用

1) 行政機関・警察署・消防車

(1) 行政機関

日常生活でよく目にする行政機関としては邑・面事務所と洞住民センター、市・郡・区庁が挙げられる。邑・面事務所と洞住民センター、市・郡・区庁では住民の健康と福祉、公共施設の管理、各種証明書発行または申告などのいろいろな業務を行っている。邑・面事務所と洞住民センターでは文化講座など、住民のためのいくつかのプログラムを実施している。最近では行政機関に直接訪問しなくても主要地下鉄駅の無人民願発給機やインターネット(egov.go.kr)を通して民願書類を発給することが可能になった。しかし、例外として無人民願発給機やインターネットで受け取ることでできない書類もあるので、重要な書類を発給する際には前もって調べておく必要がある。

(2)警察署

犯罪被害を受けた際や交通事故が起きた際、またはこれらを目撃した際には112に通報するか、直接警察署に行って通報すること。



(3)消防署

火災発生時や、急病人発生時またはこのような状況を目撃した場合は119に通報。

※ 公衆電話から通報する際は、赤い緊急通話ボタンの次に112または119を押す。固定電話や携帯電話から通報する際は局番無し112または119に掛けること。



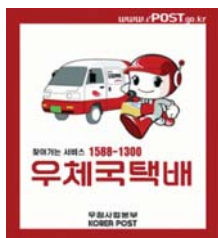
2)郵便局 koreapost.go.kr



郵便局では郵便物、宅配(小包配達)、銀行業務、保険業務を取り扱っている。

(1)国内郵便：通常郵便(速達、普通)と小包(速達、普通)に区分される。速達郵便は受付日の翌日に配達され、普通郵便物は4日以内に配達される。小包は窓口での受付と、自宅での訪問受付(宅配)がある。

▷料金は基本料金(通常郵便物270ウォン、普通小包2,200ウォン、登記小包 3,500ウォン)に重量と配達地域によって異なる。宅配サービスを申込み場合は少々高くなる。



(2)国際郵便：通常郵便物、小包、国際特急(EMS：Express Mail Service)に区分される。最大30kgまで郵送が可能で、種類、規格、重量によって料金が異なる。

※ 外国人勤労者 密集地域である江西区大渚郵便局と釜山江西郵便局を利用すると、外国人金融取引、外国人の本国小包発送制限物品の相談、外国人郵便局ショッピングの代行サービスなど、外国人に関連する郵便業務をより便利に利用することができる。

- 大渚テジョ郵便局

釜山広域市江西区大渚1洞大渚テジョ路488
051)973-0003、0030 051)973-0074(FAX)

- 釜山江西カンソ郵便局

釜山広域市江西区郵便集中通り23
051)941-2004~5(営業課)

(3)宅配便：受取人に直接配達されるサービスで普通郵便に比べて料金が低い。宅配便で商品を送るときは、電話で申請できる。(単位:ウォン)

郵便局宅配 T:1588-1300	重さ/大きさ	2kg/60cm	5kg/80cm	10kg/120cm	20kg/140cm	30kg/160cm	
	同一圏域	4,000	5,000	6,500	8,000	9,500	
他圏域	5,000	6,000	7,500	9,000	10,500		
ローゼン宅配 T:1588-9988	重さ/大きさ	5kg/100cm	10kg/120cm	20kg/140cm	30kg/160cm		
	同一圏域	7,000	8,000	9,000	10,000		
他圏域	9,000	10,000	11,000	12,000			
CJ大韓通運 T:1588-5353	重さ/大きさ	2kg/80cm	5kg/100cm	15kg/120cm	25kg/160cm		
	同一圏域	5,000	7,000	8,000	9,000		
他圏域	6,000	8,000	9,000	10,000			
KGイエローキャブ T:1588-0123	重さ/大きさ	2kg/60cm	5kg/100cm	10kg/120cm	20kg/140cm	25kg/160cm	30kg/180cm
	同一圏域	5,000	6,000	8,000	10,000	12,000	15,000
現代宅配 T:1588-2121	重さ/大きさ	10kg/120cm		20kg/140cm		25kg/160cm	
	同一圏域	6,000		7,000		8,000	
	他圏域	7,000		8,000		9,000	

3)理髪店・美容室

理髪店では男性に散髪、ひげそりなどをしてくれる。料金はサービス内容によって異なるが、5,000ウォン~10,000ウォン程度であり、大都市中心街にある理髪店はこの値段よりも高くなる。美容室はもともと女性の空間であったが、最近は男性も多く利用する。パーマ・カット・カラー・爪の手入れ・メイクアップサービスを利用することができる。料金はサービス内容によって異なるが、単純にカットのみの場合は10,000ウォン程度であり、パーマは20,000ウォンから100,000ウォン以上まで多様である。

4)入浴施設

韓国の大衆入浴施設は'銭湯'、'サウナ'、'チムジルバン'などに分けられる。

- 銭湯：浴槽とシャワー施設が設置されており、料金は4,000ウォンから6,000ウォン程度である。
- サウナ：浴槽とシャワー施設、休憩室が設備されている。料金は5,000ウォンから7,000ウォン程度である。
- チムジルバン：浴槽とシャワー施設、休憩室や仮眠室が設備されている。また、浴室以外に男女共同である。料金は7,000ウォンから12,000ウォン程度である。



6. 消費生活

1) 市場、百貨店、大型マート



<在来市場・商店街>

区分	位置	営業時間	休務	品目
草梁外国人商店街	釜山駅または草梁駅	10:00～		外国人専門商店
国際市場	南浦駅またはチャガルチ駅	08:00～20:00	最終週の火曜日	総合品目
コーロング地下商店街	南浦駅またはチャガルチ駅	10:30～22:30	第2週目の火曜日	衣類品、靴、化粧品
農協農産物デパート	チャガルチ駅	07:00～23:00	年中無休	農産物(韓国産)
農協ハナロクラブ	粟里駅	09:00～24:00		農産物
釜山デパート	南浦駅	08:30～20:00	第1、3、4週の日曜日	お土産、骨董品、観光民芸品
チャガルチ市場	チャガルチ駅	08:00～20:00	最終週の火曜日	魚介類
新東亜細亜水産物市場	チャガルチ駅	08:00～22:00	第2、4週の火曜日	魚介類
釜山鎮市場	凡一洞駅	07:30～19:00		衣料品、呉服、生活用品
自由市場	凡一洞駅	06:30～19:00	日曜日	靴、衣料品、花卉
釜山平和市場	凡一洞駅	06:00～18:00	日曜日	靴、衣料品
貴金属商店街	凡一洞駅	10:00～20:30	第1、3週の火曜日	貴金属類
釜田市場	釜田駅	05:00～21:00		農産物、水産物

<デパート>

区分	位置	営業時間	休務(休日)
ロッテデパート(西面店) 051)810-2500	西面駅	10:30～20:00	月1回休務、デパートの行事により変更
ロッテデパート(東菜駅) 051)605-2500	明倫洞駅		
ロッテデパート(センタム店) 051)730-2500	センタムシティ駅		
ロッテデパート(光復店) 051)678-2500	南浦洞駅		
現代デパート 051)667-2233	凡一洞駅		
新世界デパート(センタム) 1588-1234	センタムシティ駅		

<大型割引店>

区分	支店	位置	電話番号
イーマート www.emart.com	西釜山店	沙上区甘田洞502-1	051)310-1234
	蓮堤店	蓮堤区蓮山2洞822-7	051)860-1234
	海雲台店	地下鉄2号線中洞駅	051)608-1234
	門現店	地下鉄2号線門田駅	051)609-1234
	金井店	地下鉄1号線久瑞洞駅	051)606-1234
	沙上店	地下鉄2号線沙上駅	051)329-1234
	西面店(トレイダース)	釜山鎮区釜岩洞93	051)718-1234
ホームプラス corporate. homeplus.co.kr	伽倻店	地下鉄2号線開琴駅/東義大駅	051)890-8000
	截蠻店	南区截蠻洞8番地	051)609-8000
	東菜店	東菜区温泉1洞153-8番地	051)559-8000
	西釜山店	地下鉄2号線沙上駅	051)319-8000
	センタムシティ店	地下鉄2号線センタムシティ駅	051)709-8000
	アシアド店	蓮堤区巨堤洞1208	051)500-8000
	影島店	影島区蓬萊洞2街151	051)419-8000



区分	支店	位置	電話番号
ホームプラス corporate. homeplus.co.kr	ジャンニム 長林店	ササン ジャンニムドン 沙上区長林洞185	051)466-2080
	ソミョン 西面店	ソミョンドン 釜山鎮区田浦3洞 892-20番地	051)644-2080
	ヘウンデ 海雲台店	ヘウンデドン 海雲台区右1洞1406-2番地	051)532-2080
	ヨンサン 蓮山店	ヨンジエ ヨンサンドン 蓮堤区蓮山洞105-1	051)850-8000
	パニョ 盤如店	ヘウンデ パニョ 海雲台区盤如1洞 1406-1	051)509-8000
	ジョングァン 鼎冠店	キジャン ジョングァンミョン 機張郡鼎冠面梅鶴里 712-1	051)519-8200
メガマート http://home. megamart.com/	トンネ 東菜店	トンネ 地下鉄1号線 東菜駅	051)550-6000
	ムニョン 門現店	ムニョン 門現ロータリー	051)633-8405
	ナムチョン 南川店	スヨン ナムチョンドン 水営区南川洞545-2	051)608-6000
	トクチョン 徳川店	トクチョンドン 北区徳川洞 370	051)241-6000
	キジャン 機張店	キジャン イルクワンミョンサムソンニ 機張郡日光面三聖里 547-6	051)290-6000
ロッテマート http://company. lottemart.com/	サハ 沙下店	サハ ジャンニムドン 沙下区長林洞 1033-2	051)603-2500
	ファミョン 華明店	ファミョン 地下鉄2号線 華明駅	051)604-2500
	ササン 沙上店	ササン 沙上区巖弓洞364-5	051)329-2500
	トンネ 東菜店	トンネ 東菜区温泉洞 502-3	051)668-2500
	パニョ 盤如店	ヘウンデ パニョ 海雲台区盤如洞1020	051)311-2500
	クムジョン 金井店	クムジョン ブゴクドン 金井区釜谷洞 223-1	051)637-2500
	釜山店 (キッズマート)	釜山鎮区付岩洞 257	051)608-2500
コストコ	釜山店	スヨン 水営区クラク路137	1899-9900

2)貯蓄と銀行利用

(1)貯蓄

▷貯蓄の必要性：財産形成、予期せぬ財政難への備え、老後準備、マイホーム貯金、養育費などまとまったお金を用意しておくために貯蓄をしなければならない。貯蓄のためには銀行に口座を開設する必要がある。

▷貯蓄の種類

普通預金

いつでも自由に貯金したり引き出したりできる預金。利率が低い。

定期預金

ある程度まとまった金を長期間引き出さずに銀行に預けておく預金。利率が高い。

定期積立金

毎月一定の金額を入金し、きめられた期間が終了するまで預けておく預金。利率が高い。

自由貯蓄預金

新種の預金体系。定期預金の場合、利率が高い。



(2)銀行利用

▷口座開設・キャッシュカード

- 身分証(外国人登録証・パスポート)持参、銀行窓口で直接申請する。
- 口座を作った後、通帳が発給される。キャッシュカードは口座を開設する時に、同時に発給可能である。キャッシュカードを利用して銀行業務時間後でも市内に設置されたATMで現金を引き出すことができる。(銀行業務時間は午前9時～午後4時、ATMは普通夜10時～朝8時以外はいつでも利用可能)

▷預金の種類

普通預金

利率が高いほうではないが、自由に引き出しが可能

積立預金

一定期間、一定金額を預金することで普通預金に比べて利子を高めに設定

定期預金

一定期間預金をすることを条件に普通預金に比べ利子を高めに設定

▷インターネットバンキング

- 通帳と身分証を持って銀行の窓口で直接申し込み、暗証番号が記載されたカードを発行してもらう。以後、該当銀行のホームページの「インターネットバンキングセンター」に接続し、案内に従って公認認証書の発給と設置を行う。
- 直接銀行を訪ねなくても、送金処理を自由に行うことができるため、最近利用が増えている。不特定多数の人が使っているコンピューターは、セキュリティー上危険なため利用しない方がよい。

▷海外送金

銀行の入り口に外換取扱店という印のある銀行で行う。海外送金には電信送金、小切手送金、郵便送金の3種類があり、窓口で外国送金依頼書に必要事項を記入して申し込む。送金は相手の口座に電信送金で送金する方法が一番早くて正確だ。送金時には通帳と会社から発行される給与明細書を求められる。

▷両替

パスポートと外国人登録証を持参すると、ほとんどの銀行での両替ができる。逆に、携帯している外貨を銀行で交換する場合は、入国時の外貨両替レシートを提示すると、外貨を交換する時に有利。

※参考サイト 外換銀行：http://www.keb.co.kr/main/en/

※電話での問い合わせ 為替レートARSサービス：

(Tel)02-1544-3000(#3)/02-1588-3500(#3)

3)税金 釜山地方国税庁 <http://b.nts.go.kr>

国家と地方自治体の公共施設、公共サービスの財源となる税金は、国税と地方税に区分される。国税には所得税、法人税、教育税があり、市・道税は取得税、登録税があり、市郡税は住民税、財産税、自動車税がある。外国人も韓国人と同じく住民としての納税の義務がある。

(1)国税：所得税、法人税、相続税、贈与税、教育税、附加価値税など

国税のお問い合わせ先

国税の税務相談	(全国どこでも 1588-0060)	www.nts.go.kr
釜山地方国税庁	051-750-7200	b.nts.go.kr

(2)広域市税：所得税、登録税、住民税、自動車税など

▷住民税：居住地の地方自治体が毎年8月1日を基準にして個人に賦課。

所得による所得分割と、所得と関係のない均等分割に区分される。

▷自動車税：自動車を所有している人は、毎年6月1日、12月1日を基準に、1年に2回税金が賦課される。一括納付の場合は10%割引され、分割納付の場合は3月、6月、9月、12月の分期ごとに3ヶ月分の税額を納付しなければならない。自動車を購入する時は市税である取得税(取得額の2%)と登録税(取得額×税率)が賦課される。

(3)区税：財産税、総合土地税、免許税など

▷総合土地税：毎年6月1日を基準に土地所有者に賦課される。登記簿謄本及び土地(林野)台帳所有者に賦課される。

▷財産税：毎年6月1日を基準に建築物などの所有者にその財産価格によって賦課される。

7. 妊娠・育児・教育

1)妊娠についての情報

(1)妊婦が受けなければならない検査：妊婦の健康管理のために実施する一般的な検査項目は次のようになっている。これら以外にも妊婦や胎児の健康状態に応じて、さらに精密な検査を受けることができる。

血液検査	一般血液検査	血液内のヘモグロビン、赤血球、白血球の数や形から貧血やエイズ、風疹なのかどうかを検査する。
	血液型検査	ABO血液型とRh因子を検査する。
	梅毒検査	胎児死亡・流産を誘発する梅毒について検査する。
	肝炎検査	肝炎かどうかを検査する。妊婦が肝炎である場合、新生児も肝炎になる危険性が高い。
小便検査		糖とタンパク質の検査から妊娠中毒症や糖尿病などの診断をし、尿路感染症かどうかを検査する。
超音波検査		子宮内部を見ながら胎児の成長発育の程度、胎児の位置や様子、奇形有無などを知ることができる。

(2)妊婦のための保健所サービス

女性結婚移民者は妊娠すると保健所にて、無料で健康管理を受けることができる。外国人登録証を持参し保健所を訪問すればよい。特にリスクの高い妊婦は必ず保健所や医療機関の管理が必要である。

▷出産前の無料検査

妊婦は保健所で妊娠基礎検査(貧血の有無、肝機能、B型肝炎の有無)、妊娠性糖尿病検査、血液検査(梅毒、風疹、エイズ検査)、奇形児検査を受けることができる。

▷出産準備教室など教育の実施

- 母乳授乳教室、妊婦体操教室、出産準備教室、赤ちゃんマッサージ教室などを運営している。
- 妊娠・胎教・分娩に関する書籍、CD、ビデオなどの貸し出し。


▷葉酸剤 3ヶ月分、鉄剤5ヶ月分を提供

▷産婦ヘルパー支援事業：低所得層、多子世帯、ひとり親家庭、障害者家庭、多文化家庭など、一部の階層に出産の40日前から出産後20日間までベビーシッターを申請することができる。支援資格と申請書類は、該当の保健所に問い合わせ。

▷妊婦と乳幼児の栄養プラス事業

国民栄養管理法に基づき、生理的要因と環境条件などにより、相対的に栄養状態がよくない者の健康増進のために栄養教育を実施し、栄養補助食品を一定期間供給するサービス。



区分	支援内容
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満6歳(72ヶ月)未満の乳幼児、妊婦、産後の女性、授乳婦 ・ 事業運営 保健所別の管轄地域の居住者 ・ 世帯規模別 最低生活費に比べ200%未満の家族 ・ 栄養状態の問題(貧血、成長不振、栄養摂取状態の不良)にひとつ以上当てはまる者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養補給食の無料支援 米、じゃがいも、卵、にんじん、牛乳、黒豆、のり、わかめ、ツナ缶、みかんなどの対象者の状態に適した食品を提供 ・ 無料の栄養教育 - 個別相談 ・ 集団教育、家庭訪問教育 <ul style="list-style-type: none"> - 最低1ヶ月に1度以上の面会を原則として行う - 忙しい社会人のために夜間や週末にも実施 
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付場所：保健所 ・ 必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> - 居住地確認書類：住民登録番号または外国人登録証、家族関係証明書、健康保険証のコピー - 所得確認書類：健康保険料の納付領収証または国民基礎生活保障の対象証明や医療給与受給者証明など

2)乳幼児の健康管理

(1)予防摂取

予防接種とは伝染性の病気を予防するために、赤ちゃんに注射を受けさせることである。

予防接種前の注意



- 予防接種は午前に行われる。そうすることでもし予防接種のあとに体調を崩すなどの問題が起きたときに対応しやすいからだ。
- 子育て手帳を必ず持参する。予防接種の後にどんな予防接種を受けたかを記録しなければならない。
- 熱がないことを確認する。
- あらかじめ、お風呂に入れたあと清潔な服を着せて連れて行く。
- 赤ちゃんの健康状態をよく知っている両親が連れて行くこと。

予防接種後の注意

- 予防接種を受けた部分を5分以上 こすってあげることで、予防薬が均等に広がるようにする。
- 予防接種をした日はお風呂に入れてはいけない。
- 予防接種を受けた部分は清潔にする。
- 予防接種後3時間程度は赤ちゃんの状態をよく確認しなければならない。
- 予防接種のあと、熱が出たり痙攣した場合、すぐに病院に連れて行くこと。



(2)保健所 予防接種

保健所では、必須の予防接種に関しては無料で行っている。保健所の訪問時に母子保健手帳(産婦手帳、子供の健康手帳)を持参すればよい。

3)乳幼児保育・幼児教育

小学校入学前に子どもたちは保育施設や幼稚園で教育を受けることができる。

(1)保育施設

- 保育施設は満0才から満5才までの子どもたちを預かり、教育を行う施設で代表としては、保育園がある。
- 保育時間は平日の午前7時30分～午後7時30分までを基本としている。機関によって時間延長保育、24時間保育をすることもある。
- 乳幼児が健康で安全に正しく生活するために必要な内容や、身体、社会、言語、認知、情緒などの発達を促すために必要な教育を行う。

(2)幼稚園

- 幼稚園は満3～5才の子どもたちが通う学校である。
- 教育時間は通常、午前9時～午後2時までだ。共稼ぎの夫婦の子どもたちのために終日制の幼稚園では午前7時～午後8時まで運営するところもある。
- 主に乳児の発達特性と興味、要求などを考慮して生活の目的を中心に考えた総合教育を行う。
- 釜山地域の教育費は国・公立幼稚園は月8万ウォン、私立幼稚園は授業料と放課後プログラムを合わせて月42万ウォン台である。(2014年基準)

(3)保育料・幼稚園教育費支援

小学校入学前(満5才以下)の子どもたちは年齢に応じて、保育施設や幼稚園に通うことができる。子どもが保育施設や幼稚園に通う場合、両親の所得水準によって保育料や幼稚園教育費の支援を受けることができる。

※ 釜山市教育局は保育園と幼稚園に通う満3～5歳の幼児の幼児学費を親の所得に関係なく、支援する。(2014年基準)公立幼稚園は月6万ウォン(入学金、授業料免除)、私立幼稚園は月22万ウォンを支援する。放課後プログラムを利用すれば、公立幼稚園は月5万ウォン、私立幼稚園は月7万ウォンを追加で支援する。親は幼児学費支援金額を差し引いた残額を幼稚園に納付すればよい。

▷ 支援対象：乳児が満5才以下で、幼稚園に通っており、次の状況に該当する場合、支援を受けることができる。

- 両親の月所得認定額(家族の財産と所得を考慮し政府が算定した所得)が乳幼児のいる家族の所得下位70%(基準金額は政府が毎年決定)より少ない家族は支援を受けることができるが、支援水準は家族の所得水準に応じて異なる(家族の所得認定額が所得下位50%に該当すると保育料の全額支援を受けることができる)。
- 障害児(満12才以下で小学校に入学せずに保育施設に通う障害を持った児童)は両親の所得水準に関わりなく保育料全額支援を受けることができる。
- 多文化家庭の子どもの内、小学校就学前の満0才～満5才は両親の所得水準に関係なく保育料の支援を受けることができる(年齢別保育料の政府支援単価で支給)。



保育料の支援対象者に選定されるとアイサランカードが発給され、子どもが保育園を利用するとき、毎月アイサランカードで決済すればよい(親が負担する費用以外に政府が支援する費用もアイサランカードと一緒に支払う)

- * 申請方法：保護者が保育料の申請書と証拠書類・アイサランカードの申請書を住所地に関連した市・郡・区丁や道・面・住民自治センターに提出
- * 必要な書類：所得・財産に関する証明書

※ 2015年保育料収納限度額(適用期間：'15.3.1～'16.2.28)
 保育料収納限度額は市・道知事が保育園の類型、地域条件を考慮して決定するが政府支援保育園と、政府未支援保育園の幼児クラス(満0才～満2才)は政府支援単価の範囲内で決定される。

市・道名	年齢	政府支援保育園	民間保育園	規定保育園
釜山	満0～2才	政府単価	政府単価	政府単価
	満3才	220,000	275,000	275,000
	満4才	220,000	260,000	260,000
	満5才	220,000	260,000	260,000
	放課後	100,000	130,000	130,000

※ アイサランカード www.childcare.go.kr
 補助金的に保育園に支給していた政府支援保育料を利用券(電子引き換え券)形態で、両親に支給し直接、保育料(政府支援金+両親負担金)を決済できるように作ったカードである。所得、年齢などの一定の条件を満たし、保育料の支援を受けようとする乳幼児の保護者はアイサランカードの発給を受けなければならない。多文化家庭の場合、所得に関係なく申請可能。

運用方法



両親
保育サービス利用・アイサランカード使用(カード決済)



保育園
カード決済後、平均5日以内に金融機関で保育園口座に保育料入金



金融機関・韓国保健福祉情報開発院
決済内訳の確認・保育園に決済代金の支払い



アイサランカードの詳細内容・申請方法はホームページ参考 www.childcare.go.kr

申請・発給手続き

Step1 保育料支援申請
 保育料支援対象の乳幼児の両親は邑(道の行政区画の一つ)・面などの住民センターまたは福祉路のホームページ(www.bokjiro.co.kr)で申請
 社会福祉サービス・給与提供(変更)申請書または社会福祉サービス利用券(引換権)提供(変更)申請書、金融情報などの提供同意書などの作成

Step2 調査
 邑・面・洞の担当公務員
 - 相談・申請書の受付
 - 幸福e音(社会福祉統合管理網)に申請内容の登録、資料送信

Step3 調査・決定・通知
 市・郡・区
 - 所得、財産調査(金融資産照会など)
 - 幸福e音(社会福祉統合管理網)
 - 保育料支援資格の決定、通知(市・郡・区-両親)
 - カード発給申請書の情報：カード会社に送信

Step4 アイサランカードの発給
 金融機関
 - 独自の調査基準または申請人の意思によってカードの発給後、利用対象者の住所に[アイサランカード]を配送

Step5 保育サービスの利用
 市・郡・区・邑・面・洞
 - 対象者管理(利用、転出・転入など)
 - 保育園の管理
 - バウチャー管理

4) 教育制度 釜山広域市教育庁 pen.go.kr

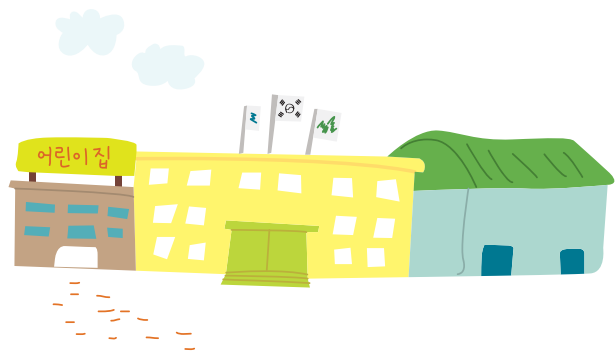
- (1) 小学校入学の前
 - 入学前の児童のための教育施設は保育園と幼稚園がある。
- (2) 小学校(6年制)
 - 外国人学校への入学が難しい場合は一般学校への入学が可能で、学期中の転校も可能。
 - 出入国管理事務所長が発行した出入国事実証明書、または外国人登録証を管轄地域の学校長に提出。
 - 義務教育で授業料と教科書は無料で、教材費、給食、遠足、見学費用は保護者が負担しなければならない。
- (3) 中学校(3年制)
 - 義務教育の為、小学校を卒業するとその学校が属している学群内の中学校の中から抽選によって決定される。
 - 海外で小学校を卒業した場合は、卒業した外国学校の学校長が発行する全学年の成績証明書と在学証明書、韓国の戸籍謄本に該当する外国政府の証明書、国内居住事実証明書、外国人登録証2部(原本、コピー)を持って居住地域の教育庁相談室を訪問し、通学する学校が決定される。
- (4) 高等学校(3年制)
 - 外国の学校または韓国内の外国人学校で、9年間の教育修了予定者か、すでに修了者であれば入学が可能。
 - 中学校の編入学の書類と同じ書類を揃えて、市・都庁の教育庁中等教育課へ提出すると学校が決定される。
 - 授業料は公立・私立ともに3ヶ月に30万ウォンで、年間120万ウォン程度。



<釜山所在の外国人学校>

- ▷ 入学資格：外国人、外国市民、永住権所持者、韓国系混血児、5年以上海外に居住してから一時帰国した海外同胞の子供
- ▷ 入学時期、書類、手続きなどの詳しい状況は各学校別の募集要項を参考。

学校名	位置	教育過程	ホームページ	教育方式(言語)	電話番号
釜山国際外国人学校	釜山機張郡機張邑内里798	幼稚園 小・中・高	www.bifskorea.org	西洋式(英語)	051)742-3332
釜山外国人学校	ヘウンデ海雲台区左洞1366-3	幼稚園 小・中・高	busanforeignschool.org	アメリカ式(英語)	051)747-7199
釜山日本人学校	スヨンミルラフ水宮区民楽173-8	小・中	user.chollian.net/~pusjpnsc	日本式(日本語)	051)753-4166
釜山華僑幼稚園	チョリヤン東区草梁洞548-1	幼稚園	http://kbces.com.ne.kr/kbcks.html	中国式(中国語)	051)468-2845
釜山華僑小学校	チョリヤン東区草梁洞589	小	http://kbces.com.ne.kr/		051)467-0274
釜山華僑中高等学校	チョリヤン東区草梁洞548-2	中・高	http://kbchs.com.ne.kr/	中国式(中国語)	051)467-0273



8. 健康と医療

1) 診療

(1) 医薬分業：韓国では医薬分業となっていて、専門医薬品は医師の処方箋を薬局に持参することで購入できる。胃薬のような簡単な薬品は処方箋がなくても購入できる。

(2) 病院の利用

- ▷ 1次診療機関として個人病院、2次診療機関として総合病院、3次診療機関として大学病院がある。
- ▷ 風邪などの軽い症状は個人病院を利用。個人病院での治療が難しく、総合病院に行くときは事前に予約したほうが良い。
- ▷ 個人病院は病院の入り口や案内板に専門診療科目が記されており、症状によって専門医の診療が受けられる。

(3) 保健所

- ▷ 公的な医療機関として各地域に保健所がある。安い費用で治療が受けられ、結核検診、血圧測定、血液検査なども無料で受けることができる。幼児のための定期検診と予防接種も実施しており、健康増進のための健康講座も開かれている。

(4) 韓医院

- ▷ 東洋医学を基礎として治療を行う病院で、漢方薬(韓薬)、針(チム)を使う。
- ▷ 韓薬材とは：自然から取得した植物、動物性及び鉱物性の原材料を加工したすべての薬材を示す言葉。
- ▷ 針(チム)は、はりのように細長く鋭い医療器具を指す。皮膚と筋肉などに症状に応じて施術し、人体の気や血の流れを刺激して治療する。

(5) 応急救助119

- ▷ 急な疾病や事故の際は119に通報すると救急車が出動し、無料で病院まで移送してくれる。
- ▷ 夜間や休日に診察が必要な場合には、総合病院の応急室を利用。



応急医療情報センター 緊急事態発生時に案内、相談などサービス提供

電話：局番無しの1339(携帯電話では地域番号051-1339)
ホームページ：www.ps-emc.or.kr (釜山応急医療情報センター)

2)病院・保健所・漢方医院

(1)病院

医療機関名	住所	電話番号	ホームページ
高神大学校福音病院	西区安南洞 ^{アンナム} ドン 34	990-6114	http://www.kosinmed.or.kr
クアンヘ病院 キムウォンモク記念 ボンセン病院	東菜区 ^{トンネ} 温泉 3洞1426-7	503-2111	http://www.ddh.co.kr
東亜大病院	西区東 ^{トン} 大新洞 ^{デシンドン} 3街 1	240-2400	http://www.damc.or.kr
メリノール病院	中区大川 ^{テチョンドン} 4街 12	465-8801	http://www.maryknoll.co.kr
府民病院	北区徳川 ^{トクチョン} 1洞 380-4	330-3000	http://www.buminhos.co.kr
釜山大病院(国立)	西区峨嵋洞 ^{アミドン} 1街10	240-7000	http://www.pnuh.co.kr
釜山報勳病院	沙上区 ^{ササン} 白養 ^{ベギャン} 路 628	601-6000	http://busan.bohun.or.kr
釜山聖母病院	南区 ^{ナム} 龍湖洞 ^{ヨンホドン} 538-41	933-7114	http://www.bsm.or.kr
釜山衛生病院	西区西大新洞 ^{ソデシンドン} 2街 382	248-5151	www.bah.kr
セウン総合病院	金井区 ^{クムジョン} 書洞 ^{ソドン} 199-19	500-9700	http://www.sewoongh.co.kr
BHSハンソ病院	水宮区 ^{スヨン} 広安 ^{クワンアン} 1洞 491-10	1666-8275	www.hanseohospital.or.kr
影島病院	影島区 ^{ヨンド} 大橋洞 ^{デギョ} 2街 71番地	412-8881	www.ydh.co.kr
ワルレス記念 チムネ病院	金井区 ^{クムジョン} 金檀路 ^{クムダンノ} 200	580-2000	http://www.wmbh.co.kr
仁済大付属 東菜白病院	西区東大新洞 ^{トンデシンドン} 3街 1	240-2400	http://www.damc.or.kr
仁済大付属 釜山ベク病院	釜山鎮区 ^{ゲダム} 開琴 ^{クワンギン} 2洞 633-165	890-6114	www.paik.ac.kr/new/busan.asp
チョウンカンアン病院	水宮区 ^{スヨン} 南川洞 ^{ナム} 40-1	625-0900	www.gang-an.or.kr
チョウン文化病院	東区 ^{ボミル} 凡一 ^{ボンイル} 2洞 899-8	644-2002	www.moonhwa.or.kr/index.php
チョウンサムソン病院	沙上区 ^{ササン} 周礼 ^{ジュレ} 2洞 193-5	322-0900	www.samsun.or.kr/index.php
ヘドン病院	影島区 ^{ヨンド} 蓬萊洞 ^{ボンネドン} 3街 37	410-6300	www.hdh.co.kr

(2)保健所

保険所名	所在地	電話番号
中区保健所	中区大庁洞 ^{テチョンドン} 1-1	051)600-4741
西区保健所	西区芙蓉洞 ^{フヨンドン} 2-86	051)240-4791
東区保健所	東区水晶 ^{スジョン} 2洞 806-74	051)440-4791
影島区保健所	影島区 ^{ヨンド} 青鶴 ^{チョンハク} 2洞 48-3	051)416-4000
釜山鎮区保健所	釜山鎮区 ^{ボムチョン} 凡川 ^{ボンクワン} 1洞 849-10	051)605-6091
東菜区保健所	東菜区 ^{ミョンニョン} 明倫 ^{ミンユン} 2洞 702-54	051)555-4000
南区保健所	南区 ^{ナム} 大淵 ^{テヨン} 6洞 1268-3	051)607-6460
北区保健所	北区華明洞 ^{ファミョンドン} 1531-4	051)309-4791
海雲台区保健所	海雲台区 ^{ヘウン} 左洞 ^{テジャドン} 1339	051)746-4000
沙下区保健所	沙下区 ^{サハ} 新平 ^{シンピョ} 2洞 647-5	051)220-5701
金井区保健所	金井区 ^{クムジョン} 釜谷 ^{ブゴク} 3洞 78	051)519-5051
江西区保健所	江西区台渚 ^テ 2洞 2009-1	051)970-3415
蓮堤区保健所	蓮堤区 ^{ヨンジェ} 蓮山 ^{ヨンサン} 2洞 1555	051)665-4791
水宮区保健所	水宮区 ^{スヨン} 広安 ^{クワンアン} 4洞 1276-1	051)610-5601
沙上区保健所	沙上区 ^{ササン} 甘田 ^{カムジョン} 2洞 138-8	051)301-4000
機張郡保健所	機張郡 ^{キジャン} 機張 ^{キジャンコウ} 邑 ^ヨ シンチョン里 ^リ 1	051)709-4791

(3)韓方医院

医療機関名	位置	電話番号
衛生韓方	西区西大新洞 ^{ソデシンドン} 2街 328	051)600-7520
東義大付属韓方(東義病院)	釜山鎮区 ^{ヤンジョン} 楊亭 ^{ヤンテ} 2洞山45-1	051)867-5101
東義西面韓医院	釜山鎮区 ^{フジョン} 釜田 ^{ブク} 1洞 397-3	051)803-5430
高麗韓方病院	釜山鎮区 ^{フヨンドン} 芙蓉洞 ^{フヨンドン} 80-4	051)817-0055
トチョウン第一病院(良法韓方)	金井区 ^{クムジョン} 西2洞 202-4	051)529-5500
サムセ韓方病院	金井区 ^{クムジョン} 釜谷 ^{ブゴク} 1洞 301-30	051)583-5400
チョウンサムソン韓方病院	沙上区 ^{ササン} 周礼 ^{ジュレ} 3洞 1162-6	051)325-0300

(4)外国人診療可能機関

団体名	内容	所在地	電話 ファックス
(私)移住民と 共に	- 無料診療：毎週日曜日2時～4時 - 診療内容：一般心療、歯科診療 - 予約有無：無、当日訪問診療可能 - 通訳：ボランティア及び韓国語が可能な外国人労働者 - 医療陣：専門医、医療ヘルパー、薬科大生 - 年2回定期健診実施(上/下半年)インフルエンザ検 診実施 - 精密検査が必要な時は協力病院に依頼	釜山鎮区 田浦大路 256番通り7	051) 802-3438 051) 803-9630
グリーンドク タース	- 無料診療：年中毎週日曜日2時～4時 - 診療内容：眼科、内科、外科、漢医科、家庭医学科、歯 科など - 予約有無：無、当日訪問診療可能 - 対象：外国人勤労者及び留学生 - 医療陣：専門医、看護師、ボランティア - 通訳：ボランティア及び医療陣(英、中、日)	釜山鎮区オン総合 病院2階	051) 816-2320
大韓結核協会 福十字病院	- 無料診療：平日9時～5時(午前の場合、検査が容易) - 診療内容：内科、骨密度検査、乳がん検査など - 予約有無：無(事前の電話希望) - 対象：医療保険非加入者と外国人 - 医療陣：福十字病院スタッフ - 通訳：ボランティア	南区水宮路299 ルミナスタワー4・ 5階	051) 611-3621
釜山 医療院	- 診療時間：平日08:30-17:00 - 診療内容：内科、外科、他 全科目 - リハビリセンター、人工腎臓センター、心臓血管セン ターなどの専門センター運営	ヨンジェ 運堤区 ワールドカ ップ大路359	051) 507-3000
釜山大学病院 (国際診療セ ンター)	- 診療時間：平日09:00-16:30 - 通訳：英語、ロシア語、中国語、日本語、ベトナム語、モ ンゴル語 - 診療内容：内科、外科、他 全科目 - 釜山地域がんセンター、臨床試験センター、心臓・脳 血管センターなどの専門センター運営	アモドン 西区 峨嵋洞1街	051) 240-7472
高神大学校 福音病院(外 国人診療ク リニック)	- 診療内容：家庭医学科、産婦人科、呼吸器内科など 全科目 - 予約有無：精密検査は予約必須 - その他 ビザ手続き関連の身体検査など	西区甘川路262	051) 990-6661
東義 医療院	- 診療時間：平日08:30～17:30、土曜日08:30- 13:00 - 診療内容：内科、外科以外の全科目及び韓方科(中 風、成人病) - 予約有無：予約必須 - 通訳：英語可能 - 外国人診療相談所設置：相談は無料、診療は有料 - 米軍部隊と連携されており、担当医師は ほぼ英語可能	釜山鎮区 ヤンジョン 楊亭路62 ヤンジョン (楊亭2洞山45-1)	051) 850-8941 051) 850-8592 (健診) 051) 850-8944 (中風予防検診)
浸禮病院 (外国人 診療室)	- 診療時間：09：00-11：00、14：00-15：30(事 前予約必須) - 外国人診療・相談(英語、日本語、ロシア語可) - 国際結婚のための身体検査 - VISA身体検査(E2/ E10採用身体検査、H2健康診断 書、E9麻薬確認書、D4-5健康診断書)	クムジョン 金井区 クムダン路200 ナムサンドン (南山洞374-75)	051)580- 1313

3)国民健康保険

国民健康保険は職場健康保険と地域健康保険に分類される。加入者が負担する保険料を基金として、医療サービスが必要な時に支給されるもので、加入者間でリスクを分担し合い医療サービスを受ける制度。

(1)加入条件

▷外国人登録をした人で次の条件を満たせば、国民健康保険公団に国民健康保険の申請をすることができる。

- 雇用人保険 勤務先の雇用人や雇用人

- 自営業者保険 雇用人保険から除外された者と、次の居住等級に該当する者：F-2、F-4、D-1-9、E-1-5、E-7-8、F-1(韓国国籍の配偶者と子供)そして29歳未満の外国人配偶者と子供

▷職場健康保険加入：健康保険が適用される事務所に雇用された者と事業主

▷地域健康保険加入：職場健康保険加入の対象に該当しない者で、以下の在留資格を取得した者とその配偶者および20歳未満の子供

* 在留資格：F-2、F-4、D-1～9、E-1～5、E-7～8、F-1(韓国国籍の配偶者と子供)

(2)加入手続きと必要書類

▷職場健康保険：事業所の事業主が当該書類を揃え、公団に加入を申請。

雇用の初日から加入ができる。

▷地域健康保険：外国人登録証及びパスポートなどを持参して、最寄りの公団支社に訪問して申請。韓国在住登録日から加入ができる。

(3)保険料の負担と納入

▷職場健康保険：給与×職場健康保険率(保険料の50%は、事業主が負担)

(※保険料は給与から控除)

▷地域健康保険：所得がある場合は、所得×職場の健康保険率

- 収入がない場合、前年度末の地域健康保険の平均保険料(※留学の場合は30%軽減)

- 3ヶ月単位で保険料を全納

- ただし、F-1とF-2の滞留資格を持つ外国人は、韓国と同じ保険料付加基準で毎月納入

- 保険納付義務は、外国人登録の日から適用される。

- 外国人の保険受け取りは韓国国民と同じく適用される。



医療保険に関することや、全国公団支社の住所及び電話番号の問い合わせは国民健康保険公団のホームページ(nhic.or.kr)を参照。

民願相談：1577-1000




9. 社会保障制度 保険福祉部 www.mw.go.kr

1) 国民基礎生活保証

生活が厳しい人々のために国家が生活費と住居費、教育費、医療費などを提供し最低限度の生活を保障してくれる制度である。法令が決めたところに従い外国人にも適用される。

(1) 適用対象

- 原則的に外国人は国民基礎生活保障制度の対象である。しかし他の家族が所得年定額の基準、扶養義務者の基準をすべて満たし、対象者の条件に合う場合、外国人本人を除くすべての韓国人家族は対象となることが可能。また、大韓民国国民と婚姻(離婚、配偶者が死亡した場合も含む)し、大韓民国国籍の未成年の子供を養育している場合。



* 所得人定額：家族の所得と財産を換算し合計した金額所得認定額が最低生活費よりも低い場合、支給可能

**最低生活費：国民が健康で文化的な生活を送るための最小生活費用何人家族かによって違いがあり、政府が毎年発表

(2015年度家族別最低生計費：所得認定額基準)

(単位：ウォン/月)

家族規模	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
2015年度	617,281	1,051,048	1,359,688	1,668,329	1,976,970	2,285,610	2,594,251
現金支給基準	499,288	850,140	1,099,784	1,349,428	1,599,072	1,848,716	2,098,361

(2) 支給の種類

① 生活支給

受給者に衣服、食べ物や燃料費、その他の日常生活に基本的に必要な資金を支給するので現金給与基準で世帯の所得認定額を差し引いた金額のうち、住宅給与額を除いた金額(保証施設受給者は、別の給与基準により支給)

$$\text{家族別生活支給額} = \text{現金支給基準額} - \text{家族の所得認定額} - \text{住居支給額}$$

* 現金支給基準は、最低生活費から現物で支給される医療費、教育費と他方支援額(住民税、TV受信料など)を差し引いた金額で、所得のない受給者が受けることができる最高額の現金支給水準

② 住宅支給：受給者に住居安定に必要な賃借料、維持修繕費などを支給するもので現金支給基準から世帯の所得認定額を差し引いた金額のうち、住居支給(22.032%)に相当する金額

③ 教育支給

- 高校生：教科書代(129,500ウォン)学用品費(52,600ウォン) - 中学生：教材費(38,700ウォン)、学用品費(52,600ウォン) - 小学生：教材費(38,700ウォン)

- ④ 出産支給：出産時 600,000ウォン
- ⑤ 葬祭支給：死者1人当たり 750,000ウォン
- ⑥ その他：自立支給、医療支給など

(3) 保障手続き

支給申請 → 調査 → 支給決定 → 支給実施 → 確認調査 → 保障停止

- 基礎生活保障支給の申請は住民センターに本人、親族やその他の関係人が申請したり、社会福祉担当公務員が職権適用する。
- 申請書式：社会福祉サービスと支給の提供(変更)申請書、金融情報などを提供する同意書
- 準備書類(必要時)：除籍謄本、賃貸借契約書、所得・財産確認書類、外国人登録事実証明書など

保険福祉センター129 (129.go.kr)

- ・ 本人または家族に必要な福祉情報と相談を希望する場合、☎129
- ・ 相談時間
 - 所得保障、生活安定支援、福祉サービス：平日 9時~18時
 - 緊急支援相談：365日 24時間
 - インターネット電話：070-7947-3745,6



2) 国民年金 [国民年金管理公団 http://www.nps.or.kr](http://www.nps.or.kr)

国民年金は被保険者が高齢となった場合や、傷病により障害者となった場合、または死亡した場合に、年金を支給して生活を安定させる目的で作られた制度である。被保険者が納付する保険料と国の負担金で国家が責任を持って管理・運営を行う。

(1) 加入対象者

- ① 外国人事業所加入者：国民年金の適用事業所に従事する18歳以上60歳未満の外国人で使用者または労働者
- ② 外国人地域の加入者：国内に居住する18歳以上60歳未満の外国人で事業所加入者ではない者

加入対象外者

- ① 研修生(研修就業は加入対象)、留学生、外交官など法令によって国民年金の義務加入から除外された場合
- ② 国民年金のような年金制度に大韓民国国民を義務的に加入させない国の国民：該当外国人の本国法が国民年金法による「国民年金に相当する年金(国民年金のような性格の年金制度として、社会経済的危険分担形態の所得保障制度)」によって大韓民国国民に適用されていない場合
- ③ 韓国と社会保障協定を結んだ国で、韓国に派遣された労働者が本国の加入証明書を提出する場合

(2)加入

- ① 国民年金加入事業所に勤務する場合：事業所に申告(提出書類：滞留書類、資格取得申告書、外国人登録証コピー)
- ② 地域加入者の場合：国民年金公団各支社に直接申告(提出書類：外国人地域加入者の所得月額申告書)

(3)年金の支給

外国人でも年金受給の要件を満たした場合は、内国人と同じく老齢、障害、遺族年金を受けることができる。社会保障協定や相互主義が適用されていない国の外国人加入者には本国帰還時、返還一時金を支給していなかったが、E-8(研修就業)、E-9(非専門就業)、H-2(訪問就業)に該当する在留資格で国民年金に加入した外国人の場合、2007年5月11日から返還一時金を支給する。

(4)保険料

納付すべき年金保険料は加入者基準所得月額額の9%である。詳細内容は国民年金管理公団ホームページ(www.npc.or.kr、英語サイト運営)、または電話で問い合わせ(局番無しの1355)をすると、最寄りの国民年金公団支社(全国91支社)につながる。

3)緊急福祉支援(保険福祉部 www.mw.go.kr)

- 突然の危機的状況により生計維持が困難な低所得層に生計・医療支援など必要な福祉サービスを迅速に支援し、危機状況から抜け出せるようサポートする制度。

外国人で緊急福祉試験を受けることができる者

- ・大韓民国国民と婚姻中の者
- ・大韓民国国民の配偶者と離婚したり、配偶者が死亡した場合で、大韓民国の国籍を持つ両親、子供を養っている者
- ・出入国管理法 第76条の2によって難民の認定を受けた者
- ・本人の過失なく、火災・犯罪・天災地変による被害を受けた者



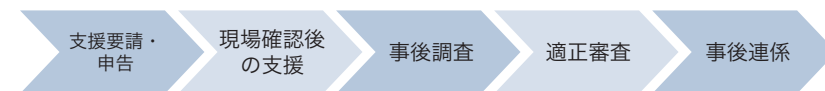
(1)緊急支援対象

① 危機的状況

- ・第一所得者が死亡、家出、行方不明、拘禁されるなどの理由で所得喪失
- ・重い疾病または負傷した場合
- ・家族から放任・遺棄されたり虐待などを受けた場合
- ・家庭内暴力や家族から性暴行を受けた場合
- ・火災などで居住する住宅・建物での生活が困難になった場合
- ・離婚による収入喪失
- ・送電停止1ヶ月経過時
- ・第一所得者の休・廃業(簡易課税者で1年以上営業継続、小規模製造・卸業者)
- ・失業(雇用保険未加入者等)で生計の維持が困難

- ・ 出所後(基礎生活保障事業の優先連携)生計困難、居所がない場合
- ・ 家族から放任、生計困難などで野宿の危機にある場合
- ② 所得・財産基準
 - ・ 所得：最低生計費150%(4人基準2,446ウォン)以下(ただし、生計支援は最低生計費の120%(4人基準1,956ウォン)以下)
 - ・ 財産：大都市(13,500万)、中小都市(8,500万)、農漁村(7,250万ウォン以下)
 - ・ 金融資産：300万ウォン以下

(2)申請方法・業務処理手続き



※ 注意

- ・ 虚偽またはその他の不正な方法により支援を受けたことが適正審査で確認されると、支援停止はもちろん、すでに支援を受けた費用を必ず返金しなければならず、刑事処罰を受けることがある。
- ・ 危機的状況が発生した場合、居住地の市・郡・区役所担当部署または保健福祉コールセンター(☎129)に連絡。

(3)支援の種類

種類		支援内容	支援金額	最大回数	
金銭・現物	危機的状況の主な支給	生計	食料品、衣服費など生計維持に必要な費用や現物	108万ウォン(4人基準)	6回
		医療	各種検査、治療などの医療サービス支援 - 300万ウォン以内(本人負担金・非支給項目)	300万ウォン以内	2回
		住居	国・自治体所有一時居所提供または他者所有の臨時住居を提供 - 提供者に住居使用費を支給	59万ウォン(大都市, 4人基準)	12回
	福祉施設利用	社会福祉施設入所又は利用サービス提供 - 施設運営者に入所又は利用費用を支給	134万ウォン(4人基準)	6回	
付加支給	教育	小・中・高校生で授業料などが必要であると認められた者に学費支援	小 20.5 万ウォン, 中 32.6 万ウォン, 高 39.9 万ウォン及び授業料・入学金	2回	
	その他の支援	危機事由が発生して生計の維持が困難な者への支援 - 冬季(10月~3月)の燃料費: 88,800/月 - 出産費(60万ウォン)、葬祭費(75万ウォン)、電気料金(50万ウォン): 各1回		1回(燃料費6回)	
民間機関・団体の連携支援など		社会福祉共同募金会、大韓赤十字社など 民間の緊急支援プログラムに連携 相談などその他支援		回数制限なし	

10. 就職・労働

1) 就職・外国人雇用 [労働部 molab.go.kr](http://molab.go.kr)、[EPS eps.go.kr](http://eps.go.kr)

(1) 就職

外国人は入国目的や発給ビザの種類によって就職できる。国民配偶者(F-13,F-21)ビザを受けて入国した結婚移民者は法的に就職できる資格を有している。

(2) 外国人労働者雇用許可制度

外国人労働者雇用許可制度は、国内の人材を見つけれず、労働力不足である事業所に一定の条件下で外国人労働者を合法的に雇用できるように許可する制度である。外国人労働者を雇用することができる分野は製造業、建設業、漁業、農畜産業、サービス業(一部)など5つの業種に限定される。外国人雇用期間は入国日から3年間で、3年後に契約延長を希望する場合は、追加で1年10ヶ月間勤務が可能である。

(3) 外国人労働者の雇用手続き

- ▷ 一般外国人：韓国語能力試験 実施 → 外国人 求職者の名簿を作成・送付 → 標準労働契約を締結 → 事前就業教育 → 入国・就業教育実施 → 外国人労働者を事業所に配置
- ▷ 特例外国人：訪問就業(H-2)入国 → 就業教育修了 → 求職申請・斡旋 → 標準労働契約を締結 → 労働開始申告

(4) 雇用許可制専用保険

事業主加入	出国満期保険	退職金のようなもので 常時労働者1人以上の事業所は 毎月平均賃金の8.3%を納付
	賃金遅配 保証保険	賃金遅配に備え1人当たり年1回16,000ウォン納入
外国人労働者加入	帰国費用保険	外国人労働者の帰国経費を確保 40万ウォン~60万ウォン、国によって異なる
	損害保険	外国人労働者の業務上災害とそれ以外の障害や疾病事故補償(性別・年齢によるが 30歳男性の場合、1年で 9,100ウォン)

※ 4大社会保険の中で労災・健康保険は義務加入、雇用保険は任意加入、国民年金は相互主義の原則によって適用される。

労働部総合相談センター
内国人 1544-1350 外国人/英語、中国語 局番無しの1350

2) 労働基準法

労働条件の基準を定めることで労働者の基本的な生活の保障、向上、均衡ある国民経済の発展を図るため制定された法律。

(1) 労働契約

雇用者と労働者の間で取り交わされる契約のことである。契約時、賃金・職種などの重要な事項について合意したこととして、労働契約内容を文書で残しておくことが大切である。

(2) 労働基準法による保護

- ・ 常時5人以上の労働者を雇用するすべての事業または企業に適用される。
- ・ 常時4人以下の労働者を雇用する事業または企業は労働基準法の一部の規定のみ適用される。
- ・ 賃金は現金で直接全額を毎月1回以上一定の期日を決めて定期的に支払われる。
- ・ 延長勤務・夜間勤務・休日勤務を行った場合には追加賃金の支給を受けることができる。
- ・ 労働者が1年以上継続的に勤務した場合は退職金の支給を受けることができる。
- ・ 賃金または退職金の支給を受けられなかった場合、または事業主、管理者から暴行を受けた場合、長時間勤務や本人の意思と無関係な強制勤務を強いられた場合など、労働基準法に違反した行為を受けた際は企業関連の地方労働所の勤労監督課に申し出ることができる。(労働総合相談センター ☎1350 ☎1544-1350)

(3) 賃金遅配

- ・ 賃金遅配とは事業主が賃金支給日に支給をしないことを指し、この場合、企業関連の地方労働官署の勤労監督課に申告し、処置を求めることができる。
- ・ 申告内容が地方労働官署で受け付けられると、およそ10日から14日後に労働者と事業主を相手に事実調査が行われる。調査過程において、労働者は自身の主張を立証することのできる各種資料を準備し、調査に応じること。

(4) 労働時間

- ・ 1週間の労働時間は休憩時間を除いて40時間を超過してはならず、1日の労働時間は休憩時間を除いて8時間を超過してはならない。(5人以上の事業所)
- ・ 改訂労働基準法が適用される企業は1週間の基準労働時間を休憩時間を除いて44時間を超過してはならず、1日の労働時間は休憩時間を除いて8時間を超過してはならない。
- ・ 休憩時間は4時間労働で30分、8時間労働で1時間以上である。
- ・ 休憩時間は労働者が自由に活用することができ、事業主は休憩時間に限って賃金を支給しなくてもよい。



(5)賃金

▷最低賃金

- ・労働者たちの基本的な生計維持のため、法律が定めた賃金の最低額を最低賃金という。
- ・すべての会社はこれを順守しなければならない。
- ・2015年現在、最低賃金は1時間当たり5,580ウォン、次の2016年の最低賃金額は1時間当たり6,030ウォン

▷退職金

- ・退職金を受けるには労働基準法上の労働者であること。
- ・1週間以上の所定の勤務時間が15時間未満の場合には退職金制度適用不可
- ・常時4人以下の事業所で1年以上継続的に勤務して退職した労働者の場合も法定水準以上の退職金を受け取ることができる。
- ・2013年10月1日から帰国する雇用許可制 外国人労働者が出国満期保険金を受け取ることができる。

3)社会保険

- 韓国国籍の者が就業する場合、自動的に社会保険(国民年金・健康保険・雇用保険)に加入することになる。
- 韓国国籍ではない外国人は、社会保険の加入を選択でき、さまざまな特典を考慮した場合、社会保険に加入するのが良い。
- これらと関連する保険料は会社が賃金から一括に差し引いて、社会保険管理機関に送られる。

4)雇用保険と産業災害保険

(1)雇用保険

失業に備え、事業主と労働者が毎月賃金の一定額を雇用保険料として納付する。また労働者が失業すると、雇用保険から失業給与を受け取り、職業訓練を受けることができる。

(2)産業災害保険

産業災害保険制度とは、国家が労働者の産業災害を保険制度によって保証することであり、原則的に労働者を雇用するすべての企業に適用される。一定条件を揃えて労働福祉公団に給与申請すれば、公団側の審査を経て保証金が支給される。

V

その他の情報

1. 外国人支援機関
2. 外国人利用宗教団体
3. 緊急救助の要請電話
4. 釜山所在の外国公館



VI. その他の情報

1. 外国人関係機関

No	団体名	所在地	連絡先
1	釜山出入国管理事務所 社会統合委員会	中区 中央洞4街 17-26	051-461-3082
2	南区 多文化家族支援センター	南区 スヨン 水営路 530 女性会館	051-610-2027
3	ササン 沙上区 多文化家族支援センター	ササン 沙上区 ハッカム大路 95 女性文化会館	051-320-8344
4	サハ 沙下区 多文化家族支援センター	サハ 沙下区 新平 1洞 262-2番地 イモビル 2階	051-205-8345
5	キジャン 機帳郡 多文化家族支援センター	キジャン 機帳郡 機帳邑 チャソソ路 206 機帳総合社会福祉館	051-723-0219
6	北区 多文化家族支援センター	北区 ヒョヨル路 144	051-365-3408
7	ジン 釜山鎮区 多文化家族支援センター	ジン 釜山鎮区 田浦2洞 653-14 2階	051-817-4313
8	ヘワンデ 海雲台区 多文化家族支援センター	ヘワンデ 海雲台区 ヤンウン路 91	051-702-8002
9	トンネ 東菜区 多文化家族支援センター	トンネ 東菜区 社稷2洞 社稷北路 77(594-8)	051-506-5766
10	移住女性緊急支援センター (釜山センター)	ヨンジェ 蓮堤区 巨堤2洞 1330	051-508-1366
11	サムサン居住 外国人支援協会	ササン 沙上区 掛法洞 550-19	051-902-2248
12	(私)移住民と共に	ジン 釜山鎮区 田浦2洞 193-9 ユシンビル 4階	051-802-3438
13	アジア共同体学校	南区 門現4洞 1003-1	051-633-1381
14	釜山移住女性人権センター (釜山支部)	ヨンジェ 蓮堤区 蓮山 5洞 2603-15 3階	051-864-2603

2. 外国人利用宗教団体

No	団体名	所在地	連絡先
1	カトリックセンター	中区 大庁洞 4街 81-1	051-462-1870
2	バルンソン教会	東区 草梁洞 577-1	051-441-0648
3	釜山モザイク教会	中区 瀛州1洞 52-1	051-469-1009
4	セゲロ教会	カンソ 江西区 松亭洞 1191-27	051-831-7123
5	スヨン口教会	ヘワンデ 海雲台区 佑2洞 1418-1	051-740-4500
6	シズヨン 新平教会	サハ 沙下区 新平1洞 18	051-220-0200
7	ジュレ 周礼教会	ササン 沙上区 周礼洞 689-1	051-312-8022
8	ブンソンハン教会	ヨンジェ 蓮堤区 巨堤洞 1367-1	051-507-8844
9	ホサンナ教会	カンソ 江西区 鳴旨洞 3245-5	051-209-0191
10	ロシア宣教会	チヨリヤン 東区 草梁1洞 562-2 チョウォンビル 3階	051-467-9799
11	釜山外国人勤労者宣教会	ジン 釜山鎮区 田浦2洞 608-1	051-803-9181
12	韓国外国人宣教会釜山支部	カンソ 江西区 松亭洞 1715-7	051-971-7687
13	韓国根本仏教曹溪宗吉祥寺	カンソ 江西区 松亭洞 8 シンチョンマウル	051-973-3076
14	吉祥寺	ヘワンデ 海雲台区 佑2洞 サン147-5	051-741-8400
15	ミリオン寺	ヨンド 影島区 東トン三サム1洞 323-194	051-404-4300
16	ポモ寺	クムジョン 金井区 青龍洞 546	051-508-3122
17	弘法寺	クムジョン 金井区 ドウグ路 33番通り 202	051-508-0345
18	イスラム寺院	クムジョン 金井区 南山洞 30-1	051-518-9991
イスラム センター	Masjid Al Fatah	クムジョン 金井区 南山洞 30-1	
	Masjid Al-Kautsar	カンソ 江西区 菘山産業 用品商店街 4洞 210号	
	Mushola Babussalam	機張郡 鼎冠面 礼林里 854-1番地	
	Mushola Miftahul Jannah	慶尚南道 梁山 市中 部洞 429-6番地 3階	

3. 緊急救助要請電話 (112、119)

- 局番無しで通報可能
- 携帯電話で通報する際も地域番号無しに 112, 119を利用可能
- 公衆電話での緊急通報には、コインやカード無しに利用可能
- 112 又は 119での通報はコンピューターで処理されるので、派出所や警察署に申告するよりも迅速な救助が可能

【事件、事故発生時 112 電話】

- 申告が受け付けられると、最も近くのパトカーや派出所から警察官が出向き、適切な処置を講ずる
- 犯罪行為を目撃したり、被害を被った場合は即時通報すること
- 通報する際は、いつ、どこで、どのように被害を被ったのか、また犯人の人名、携帯品、特徴、人数、逃走方向または逃走手段、通報者の住所、名前、連絡先などを申告すること

【火災救助要請時 119 電話】

- 消防署の消防車と救助隊の迅速な現場への到着を要請するシステム
- 119申告が受け付けられると、管轄地域の消防署から隊員たちが出向き適切な処置を講ずる
- エレベーター事故、建物崩壊、ガス爆発などの大事故、又は緊急患者発生時も事故状況を把握できるよう、正確に通報すること

4. 在釜山外国領事館

1) 在釜山外国領事館等

中華人民共和国駐釜山総領事館

釜山広域市 海雲台区 海雲台路394番通り25(佑洞)

Tel 051-743-7990、7985 Fax 743-7987 busan.china-consulate.org/kor

駐釜山日本国総領事館

釜山広域市 東区 古館路18(草梁洞)

Tel 051-465-5101 Fax 464-1630 www.busan.kr.emb-japan.go.jp

駐釜山ロシア総領事館

釜山広域市 中央大路94(中央洞4街) 外換銀行ビルディング9階

Tel 051-441-9904-5 Fax 464-4404

駐韓米領事館

釜山広域市 釜山鎮区 中央大路993 612号 (楊亭洞 ロッテゴールドローズ612号)

Tel 051-863-0731~2 Fax 863-0734

釜山インドネシアセンター(インドネシア釜山領事館)

釜山広域市 北区 金谷大路357番地インドネシア領事館3階

Tel 051-365-0041 Fax 365-0042 indonesiacenter.or.kr

駐韓台北代表部 釜山事務所

釜山広域市中区中央大路70(中央洞4街25) トンバンビル9階

Tel 051-463-7965 Fax 463-6983

釜山フランス文化院

釜山広域市 東萊区 忠烈大路311

Tel 051-465-0406 Fax 465-0341 www.afbusan.co.kr

釜山ドイツ文化院

釜山広域市 中区中央大路117(大昌洞1街ドイツビル8階)

Tel 051-441-4112(釜山ドイツ名誉領事館) ビザまた領事業務(9:00~17:00)

051-441-4115(相談またはお問い合わせ)

Fax 441-4113 www.goethe.de/ins/kr/ko

フィリピン文化院

釜山広域市 東区中央大路263(草梁洞国際オフィステル4階)

Tel 051-442-0025 Fax 442-0748

釜山インド文化院

釜山広域市 金井区 体育公園路705-9(杜邱洞)

Tel 051-508-4254 Fax 508-4259 www.iccbs.or.kr

Life in Busan

外国人のためのガイド

発行日 2015. 12

発行人 金圭玉

発行元



釜山国際交流財団
Busan Foundation for International Activities

住所

47606 釜山広域市蓮堤区中央大路1000
(国民年金釜山会館13階)

電話番号 051.668.7900

FAX番号 051.668.7926

ホームページ www.bfia.or.kr

デザイン

